

令和3年(ラ)第172号

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

令和4年3月4日

答 弁 書

広島高等裁判所第4部 御中

〒760-0026 高松市磨屋町7番地5

田代・菊池法律事務所

電 話 087-822-6099

F A X 087-822-6069

相手方訴訟代理人弁護士 田 代



〒760-0018 高松市天神前10番5号

高松セントラルスカイビルディング2階

弁護士法人あい法律事務所

電 話 087-832-0550

F A X 087-832-0551

相手方訴訟代理人弁護士 松 繁



〒730-0041 広島市中区小町4番33号

中国電力1号館内

川本賢一法律事務所

電話 082-544-2744

FAX 082-544-2744

相手方訴訟代理人弁護士 川 本 賢



代

〒730-0041 広島市中区小町4番33号

中国電力1号館内

水野法律事務所

電話 050-8202-2996

FAX 082-544-2747

相手方訴訟代理人弁護士 水 野 絵 里 奈



代

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番1号

アーバンビューグランドタワー9階

弁護士法人あすか 広島事務所 (送達場所)

電話 082-227-7145

FAX 082-227-7146

相手方訴訟代理人弁護士 福 田



浩

〒760-8573 高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

電話 087-821-5061

FAX 087-825-3008

相手方訴訟代理人弁護士 井家武男



目 次

抗告の趣旨に対する答弁	1
抗告の理由に対する答弁	1
第1 「第2 本件の争点及び立証責任について」について	2
1 「(1) 債務者に主張疎明責任を負わせるのが相当でない理由について」について	5
2 「(2) 原審が伊方原発最高裁判決の判断枠組みを用いず、主張疎明責任を債権者らに負わせたことについて」について	12
3 「(3) 従前の裁判例における争点の把握」について	14
4 「(4) 原裁判所の争点の把握」について	20
5 「(5) 原決定の争点把握の誤り◆第1 (原発と地震の本質に対する無理解)」について	23
6 「(6) 原決定の争点把握の誤り◆第2 (債権者らに立証不可能な要件を課していること)」について	26
7 「(7) 原決定の争点把握の誤り◆第3 (訴訟物の選択による著しい不均衡と偏頗性)」について	28
第2 「第3 被保全債権の疎明について」について	30
1 「(1) 震源特性等による補正の必要性について」について	30
2 「(2) 南海トラフ地震について」について	45
3 「(3) 基準地震動を超過した5事例について」について	57
4 「(4) 一般家屋の耐震性と原発に高度の耐震性が求められる趣旨」について	60

5	「(5) 大手ハウスメーカーの住宅との比較について」について	61
6	「(6) 社会通念論と絶対的安全性論」について	64
第3	「第4 保全の必要性について」について	65
第4	まとめ	68

抗告の趣旨に対する答弁

- 1 本件各抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

との裁判を求める。

抗告の理由に対する答弁

本件は、伊方発電所3号機（以下、伊方発電所全体を指して「本件発電所」といい、伊方発電所3号機を「本件3号機」という。）の運転によって放射性物質が周辺環境に放出され、抗告人らが放射線被ばくによりその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険があるなどとして、抗告人らが、相手方に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件3号機の運転の差止めを求めている事案である。

原子力発電所は、核分裂反応によって生じるエネルギーを利用して発電を行うため、運転に伴って必然的に放射性物質が発生するものであり、原子力発電所における安全確保とは、この放射性物質の持つ危険性を顕在化させないことである。

相手方は、本件3号機の安全を確保するため、本件3号機の運転に伴い発生する放射性物質を、ペレット、燃料被覆管、原子炉容器、原子炉格納容器及びコンクリート遮へい壁の五重の障壁により発電所内に閉じ込めている。そして、本件3号機の自然的立地条件（地震、津波等）を適切に把握し、これを踏まえた上で、平常運転時に環境中へ不可避免的に放出される極めて微量の放射性物質による被ばくを低減するための対策を行うとともに、深層防護の考え方に基づく安全確保対策を講じ、機器の異常等によって放射性物質が環境中に大量に放出されることを防止している。また、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、安全確

保に万全を期するため、万が一、上記の安全確保対策において考慮した事象を超え重大事故等が発生した場合であっても、本件3号機の安全を確保することができるよう安全確保対策を強化し、さらには、仮に、放射性物質が異常に環境中へ放出される事態をも想定し、その影響を緩和するための対策や原子力防災対策も講じている。

以上のとおり、相手方は、本件3号機の安全を確保しており、本件3号機の運転によって放射性物質が周辺環境に大量に放出され、原告人らが放射線被ばくによりその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険は存在せず、本件3号機の運転差止めを求める本件仮処分申立てを却下した原決定は、正当である。

原告人らの令和4年1月7日付け抗告理由書（以下「抗告理由書」という。）において述べる抗告理由は、その多くが原審での主張の繰返しや主張が認められなかったことに不服を述べるものであるが、相手方は、以下、必要な限度で反論等を行い、本件抗告は理由がなく、速やかに棄却されるべきであることを明らかにする。

第1 「第2 本件の争点及び立証責任について」について

抗告理由書第2における原告人らの主張は、①本件の争点は規制基準の合理性及び基準地震動の合理性（規制基準適用の合理性）であるところ、②本件では、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決（最一小判平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁。以下「伊方最高裁判決」という。）に依拠した司法判断枠組みが採用されるべきであり、上記争点に係る主張、疎明責任は相手方にあるとして、これと異なる判示をした原決定を批判するものであるが、以下に述べるとおり、いずれの批判も当たらない。

まず、本件の争点（上記①）について、本件における被保全権利は、人格権の侵害に基づく妨害予防請求権としての差止請求権であるところ、これが認められるためには、抗告人らの人格権が侵害される具体的危険の存在が前提となる。したがって、本件の被保全権利の有無に係る争点は、抗告人らの人格権の侵害が生じる具体的危険の有無、さらに具体的にいえば、本件3号機が、「特に地震に対する安全性が欠けており、それに起因する重大な事故がその運転中に発生し、これによって大量の放射性物質が放出されて、債権者らの生命、身体等が侵害される具体的危険」（原決定64頁）の有無である。原決定は、抗告人らが本件3号機が基準地震動Ssをもたらず地震動にすら耐えられない旨の主張をしていないことを踏まえ、抗告人らが主張する具体的危険は、「債務者が策定した基準地震動Ssを少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらず規模の地震が発生する具体的危険」を不可欠の前提としているものと解すべきとした上で、本件における被保全権利の有無に係る争点が、上記具体的危険をめぐる検討に収斂していく旨判示しているところ（原決定69頁）、その検討過程は、本件における被保全権利の特性と原審における抗告人らの主張とを適切に踏まえたものであり、妥当である。これに対し、抗告人らが本件の争点であると主張する規制基準の合理性及び基準地震動の合理性については、これそのものが直接的に抗告人らの人格権を侵害する事由とはならないのであるから、本件発電所の地震に対する安全性に欠けるところがあることを主張、疎明する一環として抗告人らが摘示した事実の一つになり得るとしても、それそのものが原裁判所の判断を要する争点にはならない。このことは、原決定が、規制基準の不合理性、地震ガイドへの不適合や審査の不合理性に係る主張について、「その内容からして、上記の具体的危険の存在又はそのような評価を根拠づける具体的事実を摘示

するものではない」(原決定69～70頁)と判示したとおりである。こうした、人格権に基づく原子力発電所の運転差止めを求める民事保全事件における規制基準の合理性及び基準地震動の合理性(規制基準適用の合理性)に係る主張の位置付けについては、本件3号機の運転差止めが争われた広島高裁令和3年3月18日決定(乙176。以下「令和3年広島高裁決定」という。)が、「本件において当裁判所に求められているのは、当事者双方が主張しているとおり、あくまでも本件原子炉の運転により債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があると法的判断として認められるか否かであり、原子力発電所の設置許可処分等の当否が問題となる行政訴訟とは異なり、上記の規制委員会における判断やその判断の合理性の有無等は、いずれも上記の具体的危険性の存在を判断する上での重要な事実の一つにとどまるものというべきである。」(乙176(139頁))と判示するのも同様の趣旨であると考えられる。

次に、本件における司法判断枠組み及び主張、疎明責任の所在(上記②)に関しては、人格権に基づく妨害予防請求権として原子力発電所の運転差止めを求める民事保全事件においては、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、抗告人らが具体的危険の疎明責任を負うべきことは、相手方が、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第4の4(43頁以下)を始めとして、原審において繰り返し主張してきたところである。そして、伊方最高裁判決のような司法審査の枠組みは、「国及び処分行政庁(原子力規制委員会)を被告とする本件原子炉をめぐる設置変更許可処分の取消しを求める抗告訴訟において採用されるべき筋合いである」とした上で、「本件は民事保全事件であって、債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険、ひいてはそ

のような評価を根拠づける具体的事実は、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権としての本件原子炉運転差止請求権を発生させるために必要な法律要件に該当する具体的事実であると解されるのであるから、その法律効果の発生によって利益を受ける債権者らに主張、疎明責任があると解すべきである」とした原決定の判示（原決定68頁）は妥当であり、相手方の主張にも適うものである。なお、仮に、本件の司法判断枠組みにおいて、伊方最高裁判決に依拠し、相手方において安全に欠ける点のないことについて主張、疎明する必要があるとの見解を採るとしても、原子力規制委員会が多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断のもとで新規制基準への適合性を確認した事実は尊重されるべきであり、相手方は、新規制基準に適合していることについて相当の根拠、資料に基づいて主張、疎明すれば足りるのであり、新規制基準が不合理であることや原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことの主張、疎明責任は抗告人らがこれを負担すべきである（原審答弁書「債務者の主張」第3章第4の4(3)(46頁以下)）。そして、相手方は、そのような主張、疎明を既に原審において十分に尽くしているのであるから、いずれにしても「債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険」に係る主張、疎明責任は抗告人らが負うことになる。

抗告理由書第2の2において抗告人らが批判する原決定の判示は妥当であること、そして、抗告人らの主張には理由がないことは、以上のとおりであるが、それ以外にも見過し難い事実誤認や独自の論理に基づく主張がなされているため、以下、必要な範囲で個別の主張に対して反論する。

1 「(1) 債務者に主張疎明責任を負わせるのが相当でない理由について」に

ついて

- (1) 原決定は、本件における主張、疎明責任について、「本件申請（相手方注：平成25年7月8日に相手方が原子力規制委員会に対して行った本件3号機に係る原子炉設置変更許可申請（原判決12頁））における債務者による上記の具体的危険をめぐる評価が合理性を有することについて債務者に主張、疎明責任を負わせ、それが遂げられているかを裁判所が審査するということは、結局のところ、原子力規制委員会による多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断の過程を、そのような知見を持ち合わせていない裁判所が事後にやり直すことと実質的には等しいことになる。しかし、そのような司法審査のありようは、上記イの趣旨（相手方注：原子炉等規制法により原子力規制委員会に審査権限が与えられていること）に反し、相当でないといわねばならない。」、「新規制基準に不合理な点があり、又は本件原子炉施設が新規制基準に適合するとした本件申請をめぐる原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、原子力規制委員会の判断がそれに依拠してされたと認められるかどうかを審理、判断し、それが認められる場合には、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるとする枠組みで行われるべき司法審査の在り方（最高裁判所平成4年10月29日判決・民集46巻7号1174頁参照）は、国及び処分行政庁（原子力規制委員会）を被告とする本件原子炉をめぐる設置変更許可処分の取消しを求める抗告訴訟において採用されるべき筋合いである。」とした上で、「本件は民事事件であって、債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険、ひいてはそのような評価を根拠

づける具体的事実は、・・・その法律効果の発生によって利益を受ける債権者らに主張、疎明責任があると解するべきである。」として、抗告人らが主張、疎明責任を負うことを明確に判示する（原決定67～68頁）。

- (2) これに対し、抗告人らは、①債務者のすべき主張、疎明内容が高度であることを前提に、そのような事項を判断することが裁判所の認定になじまないとするのは、司法が原子力発電所の安全性を判断することを放棄したものであり、これは裁判権の放棄に等しく到底容認できない、②設置変更許可処分取消しに係る行政訴訟であれば、原子力規制委員会による極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断の過程について、裁判所が事後的に審査する権限や能力があることを肯定しているのに対して、妨害予防請求権に基づく民事訴訟では裁判所にそのような権限や能力がないとするのは矛盾している、③抗告人らが、裁判所に判断を求めているとする事項は、「地震は予知予測できないことが最新の科学的知見なのに、現在の規制基準は少なくとも最大の地震動は事前に正確に予測できることを基本的な枠組みとしているのは不合理でないか」という点と「基準地震動の想定とりわけマグニチュード9の南海トラフ地震が伊方原発直下で発生しても伊方原発敷地の地震動が181ガルにとどまるというのは著しく不合理ではないか」という点であり（抗告理由書8頁）、これらの2つの事項は、「極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断」を求めるようなものではないにもかかわらず、原決定は、このような総合的判断を必要として伊方最高裁判決の判断方式の採用も避けている、として原決定の争点の捉え方及び主張、疎明責任の考え方が間違っている旨主張する（抗告理由書第2の2(1)（5頁以下））。

(3) しかしながら、まず、上記(2)の①の点については、原決定は、既に本件3号機が新規制基準に適合していることについて、原子力規制委員会の審査を受け、原子炉設置変更許可を得ていることを踏まえた上で、相手方に基準地震動 S_s の合理性に係る主張、疎明責任を負わせ、裁判所が審査すること、すなわち、原子力工学や地震学等の多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を有していない裁判所が事後的に原子力規制委員会による審査をやり直すかのような司法審査を採用することは、原子炉等規制法が発電用原子炉施設の安全性に関する基準の策定及び安全性の審査の権限を原子力規制委員会に与えている趣旨に反することを理由として「相当ではない」と判示しており(原決定66～67頁)、また、後記(4)で述べるとおり、伊方最高裁判決と同様に実体的判断代置方式を採用していないのであって、この点に関して原決定の判断内容に何ら不合理な点は認められない。

その上で、原決定は、「新規制基準に不合理な点があり、又は本件原子炉施設が新規制基準に適合するとした本件申請をめぐる原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、原子力規制委員会の判断がそれに依拠してされたと認められるかどうかを審理、判断し、それが認められる場合には、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるとする枠組みで行われるべき司法審査の在り方」という伊方最高裁判決の司法審査の判断枠組みは、抗告訴訟において採用されるべき筋合いとし、本件では、民事保全事件として、抗告人らの主張、疎明責任の負担において基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険の有無を判断すべきであることを判示しており(原決定6.8頁)、本件が人格権に

基づき原子力発電所の運転差止めを求める民事保全事件であるということなどを適切に踏まえた司法審査の判断枠組みを採用して、具体的危険の有無を判断しているのであるから、司法が原子力発電所の安全性を判断することを放棄したなどとする原告人らの主張は、結局のところ、自らの主張が認められなかったことに対する不服を述べるものに過ぎず、理由がない。

- (4) 次に、上記(2)の②の点については、伊方最高裁判決の調査官解説(乙212)においても、伊方最高裁判決は、「原子炉施設の安全性に関する審査、判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟においては、裁判所が、安全審査をした被告行政庁と同一の立場に立って原子炉施設の安全性について審理し、その結果と当該処分とを比較するという方法(実体的判断代置方式)によるのではなく、・・・「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否か」という観点から、裁判所の審理、判断が行われるべきであることを明らかにしたものである。」(乙212(421～422頁))と解説されているように、実体的判断代置方式を採用していない。すなわち、設置変更許可処分取消しに係る行政訴訟においても、原子力規制委員会による極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断の過程について、裁判所が事後的に審査する権限や能力を有することが肯定されているわけではない。そして、上記(3)で述べたように、原決定も同じく、実体的判断代置方式を採用していないのであって何ら矛盾していない。原告人らの主張は、伊方最高裁判決及び原決定を正解しないものであり、原告人らの主張には理由がない。

- (5) さらに、上記(2)の③の点については、原決定は、「本件において債権者が主張する「生命、身体等が侵害される具体的危険」は、「債務者が策

定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険」を不可欠の前提としているものと解すべき」（原決定65頁）ことなどから、「本件原子炉施設の地震に対する安全性は、債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険が認められるか、という点をめぐる検討に収斂されることになる」（原決定69頁）として本件の争点を適切に認定している。

その上で、原決定は、この争点に関する抗告人らの主張、すなわち、特定の地点における地震動は震源ごとに異なる震源特性、地点ごとに異なる地震波の伝播特性、地盤の増幅特性といった地域特性の影響を強く受けるにもかかわらず、地域特性の違いを考慮したり補正したりすることを全くせず、本件3号機の基準地震動 S_s の最大加速度と原決定別紙1-1記載の各地震で記録された加速度との大小又は相手方が評価した南海トラフの巨大地震の地震動と原決定別紙1-2記載の各地震で記録された加速度との大小を単純に比較して、本件3号機の基準地震動 S_s が過小であるとする主張に対して、「地震ごとに観測地点ごとに異なる震源特性、伝播特性及び増幅特性が地震波に与える影響を無視したまま、ある地点で現実には観測された地震動の最大加速度の絶対値のみを引き合いに、直ちに別の地点でもそれと同様の最大加速度を伴う地震動がもたらされるなどという推論は、到底科学的であるとはいえない。このことは、専門的知見を介さずとも見やすい道理である。」（原決定78頁）と判示し、抗告人らの主張を退けている。また、原決定は、抗告人らの他の主たる主張、すなわち、他の原子力発電所において基準地震動を超過し

た事例，ハウスメーカーによる住宅の振動実験の結果等との比較から，相手方が策定した基準地震動 S_s 又は相手方による地震動評価が過小であるとの主張についても，地域特性の違いがあることを前提とする同様の理由により退けている。

このように，原決定は，「専門的知見を介さずとも見やすい道理」を用いて被保全権利の有無を判断しており，これは，抗告人らが求める「極めて高度な最新の科学的，専門技術的知見に基づく総合的判断」を持ち出さないことと対立するものではない。

もっとも，原審における抗告人らの主張内容については，原決定が判示するとおり，「専門的知見を介さずとも見やすい道理」によって判断できるものであったが，本来，人格権に基づき原子力発電所の運転差止めを求める裁判においては，具体的危険の有無の判断に当たって，科学的，専門技術的知見を踏まえることが不可欠であることは，原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第4の3（41頁以下）等で述べたとおりであり，また，地震動の最大加速度値の大小のみによって地震に対する安全性を判断することに意味がないことは，原審債務者準備書面（1）第2の2（25頁以下），同準備書面（2）第2の14（47頁以下），同準備書面（3）第1（1頁以下）等で繰り返し述べたとおりである。仮に，本件3号機の基準地震動 S_s とある地点の地震観測記録とを比較するのであれば，地域特性の相違を考慮し，補正を適正に行う必要があり，そのためには，科学的，専門技術的知見を踏まえなければならない。そして，たとえば，抗告人らが，「極めて高度な最新の科学的，専門技術的知見に基づく総合的判断」を持ち出さないことを主張したとしても，要証事実の疎明の有無を判断するに当たり，裁判所が「極めて高度な最新の科学的，専

門技術的知見に基づく総合的判断」を必要と判断し得るのは当然である。

以上のとおり、抗告人らの主張には理由がない。

2 「(2) 原審が伊方原発最高裁判決の判断枠組みを用いず、主張疎明責任を債権者らに負わせたことについて」について

(1) 原決定は、上記1(1)のとおり、抗告人らの人格権を侵害する具体的危険についての主張、疎明責任は、抗告人らにあるとする。

(2) これに対し、抗告人らは、「原決定はこの行政事件に関する伊方原発最高裁判決の枠組みを民事裁判に転用してきたこれまでの下級審判決の流れに反するというだけでなく」、「原告住民の立証責任の負担を軽減しようとしてきた法曹界、学会の長年の努力」に「全く背を向けている」と述べて、原決定を非難する（抗告理由書第2の2(2)(9頁)）。

(3) 伊方最高裁判決における司法審査の判断枠組みは、被告行政庁がした判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解した上で、「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していること」などを考慮して、すなわち、被告行政庁と原告住民との間で証拠の偏在が生じていることを考慮して、被告行政庁の側において、まず、その依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があるとするものである（乙212(426～427頁)）。

しかしながら、そもそも本件において提出された原子力規制委員会での審査に用いられた様々なかつ多数の資料及びデータは、原子力規制委員会のウェブサイトで公開されているのであり、抗告人らにおいても容易に閲覧が可能であるから、相手方と抗告人らとの間で実質的平等を害

するような証拠の偏在は生じてはいない。このため、本件における疎明責任の所在について、伊方最高裁判決における司法審査の判断枠組みは、その前提となる事情が存在しない。そうであれば人格権侵害の具体的危険の疎明責任は、原則どおり、抗告人らが負うことになる。それにもかかわらず、人格権侵害の具体的危険が生じていないことの疎明責任を相手方に負わせることは、かえって、一方当事者を不当に利するものであり、民事訴訟当事者間の実質的平等を害するもので妥当ではない。

また、抗告訴訟と民事保全事件とでは、紛争の主体や訴訟物が異なり、紛争の主体や訴訟物が異なれば、法律要件が異なるし、証明ないし疎明の対象も異なるのであるから、証明責任に関する抗告訴訟の判断枠組みを民事保全事件にそのまま当てはめることは妥当ではない。このことは、原決定が、「新規制基準の策定、それに基づく安全性に関する審査における調査審議や判断を行った主体ではない私人（原子力規制委員会から行政処分を受けた者）」と「処分行政庁（原子力規制委員会）」とを区別するなど、抗告訴訟と民事保全事件との違いを踏まえた上で、「処分行政庁である原子力規制委員会が関与しない手続である民事保全事件において、債権者らと債務者との間のいわゆる「証拠の偏在」なるものや、地元に対する働きかけの態様を強調することに決定的な意義を見出し難い。」（原決定68～69頁）と判示しているとおりである。

以上のとおり、原決定は、証拠の偏在の問題など、民事訴訟当事者間の実質的平等にも配慮して疎明責任について判断しており、その判示内容は妥当である。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

3 「(3) 従前の裁判例における争点の把握」について

(1) 原決定は、伊方最高裁判決の司法審査の判断枠組みは、「抗告訴訟において採用されるべき筋合いである。」と判示する（原決定68頁）。

(2) これに対し、抗告人らは、原子力発電所は極めて大きな危険性が内在しており、この危険性が、いつ、どのような規模で到来するか分からない地震によって顕在化することのないよう、原子力発電所の耐震性の確保に関する問題を一次的には原子力規制委員会の判断に委ねることとしていることを踏まえると、「地震による原発事故発生 of 具体的危険性の有無についての裁判所の判断は、原子力規制委員会が定めた規制基準に基づく基準地震動の合理性の問題に帰着することになるのであって；具体的危険性の有無の判断が規制基準に基づく基準地震動の合理性の問題を離れて具体的な地震がいつ基準地震動をどの程度具体的に超えるかの問題に及ぶことはない。」として、伊方最高裁判決における司法審査の判断枠組みを本件に転用することに高い合理性がある旨主張する（抗告理由書第2の2(3)（9頁以下））。

(3) しかしながら、原決定は、原決定第3の1(2)ア及びイで判示するとおり、原子力規制委員会に原子力発電所の安全性に関する基準の策定及び安全性の審査の権限を委ねる趣旨を十分に認識しており（原決定65～66頁）、伊方最高裁判決における司法審査の判断枠組みを本件に転用しないからといって、上記の趣旨に反するものではない。また、その上で、「本件原子炉施設の地震に対する安全性は、債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険が認められるか、という点をめぐる検討に収斂される」（原決定69頁）と述べている。つまり、原決定は、

本件3号機の地震に対する安全性について、「債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険が認められるか」という観点から判断することとした上で、抗告人らが「地震による原発事故発生 of 具体的危険性の有無についての裁判所の判断」が「帰着」すべきという「原子力規制委員会が定めた規制基準に基づく基準地震動の合理性の問題」についての主張も検討して判断しているのであって（原決定第3の2（69頁以下））、「基準地震動の合理性の問題を離れて具体的な地震がいつ基準地震動をどの程度具体的に超えるか」によって判断しようとするものではない。

- (4) また、抗告人らは、「多くの裁判例が伊方原発最高裁の判断枠組みを人格権に基づく差止め訴訟においても適用することとし、規制基準に基づく基準地震動の合理性（すなわち、規制基準適用の合理性）の有無が争点であり、その合理性の立証に電力会社が成功すれば具体的な危険性がないと判断し、逆に合理性の立証ができなければ具体的危険性があると判断してきたのである。」と指摘する（抗告理由書第2の2(3)（14頁））。

しかしながら、これまでのところ、人格権に基づき原子力発電所の運転差止めを求める裁判における司法審査の在り方について示した最高裁判例は存在しないものの、行政訴訟の判断枠組みを民事訴訟（民事保全手続）で採用すべき必然性がないことは上記2(3)のとおりである。そして、原決定のほかにも、例えば、原審債務者準備書面（5）第1の1（1頁以下）でも述べたとおり、令和3年広島高裁決定は、伊方最高裁判決の判断枠組みを採用せず、運転差止めを求める債権者らに主張、疎明責任がある旨判示している。すなわち、令和3年広島高裁決定は、「本件にお

いて当裁判所に求められているのは、当事者双方が主張しているとおり、あくまでも本件原子炉の運転により債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があると法的判断として認められるか否かであり、原子力発電所の設置許可処分等の当否が問題となる行政訴訟とは異なり、上記の規制委員会における判断やその判断の合理性の有無等は、いずれも上記の具体的危険性の存在を判断する上での重要な事実の一つに留まるといふべき」(乙176(139頁))であり、伊方最高裁判決の判断枠組みについては、「本件の判断に直ちに持ち込むことは相当でない」

(乙176(141頁))とした上で、「現在の科学的見地からして、本件原子炉の運転期間中に本件原子炉の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く、これによって債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があると認められなければ、本件原子炉の運転差止めを命じるという法的判断はできないといふべきであり、この疎明責任は、民事保全事件の原則のとおり、債権者らが負うべきである」(乙176(141～142頁))と判示している。

また、伊方最高裁判決の判断枠組みに依拠していると思われる裁判例をみても、主張、立証(疎明)の対象をはじめ、主張、立証(疎明)責任の考え方は一様ではない。例えば、大阪高裁令和2年1月30日決定・裁判所ウェブサイトは、「本件原発の安全性の審査に関する科学的・技術的知見及び資料の保有状況に照らせば、まず、相手方において、本件原発が原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを、相当の根拠、資料に基づいて主張立証すべきであり、この主張立証が十分尽くされないときは、本件原発が原子炉等規制法の求める安全性を欠き、原告人の生命、身体及び健康を侵害する具体的危険のあることが事実上推認され

ると解される。一方、相手方において本件原発が安全性の基準に適合することの主張立証を尽くしたと認められるときは、抗告人において、原子力規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、又は、本件原発が安全性の基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことにより、本件原発が安全性を欠くことを主張立証する必要があるというべきである。」と判示し、相手方（原子力事業者）による主張、立証の対象は「原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合すること」であり、抗告人らによる主張、立証の対象は「原子力規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、又は、本件原発が安全性の基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことにより、本件原発が安全性を欠くこと」としている。また、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90頁では、原子力事業者側において、「当該発電用原子炉施設の運転等（稼働）によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により原告ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要」があるとした上で、当該事業者が設置、運転等する原子炉施設が原子力規制委員会によって新規制基準に適合する旨の判断がなされている場合は、当該事業者が「当該具体的審査基準に不合理な点のないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の仮定に見過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証（保全処分の申立てにあって

ては債務者事業者において主張、疎明)すれば足りる」と判示しており、新規制基準の合理性及び新規制基準への適合性審査の合理性に係る主張、立証は、あくまで、具体的危険の不存在の主張、立証の代替として位置付けられている。

そして、実質的な主張、立証責任の所在についても、上記の大阪高裁決定は、「相手方において本件原発が安全性の基準に適合することの主張立証を尽くしたと認められるときは」、抗告人らにおいて「原子力規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、又は、本件原発が安全性の基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことにより、本件原発が安全性を欠くこと」を主張、立証する必要性があると判示するとおり、最終的な主張、立証責任は、抗告人らが負う内容となっている。一方、上記の福岡高裁宮崎支部決定では、「原告(債権者)は、被告(債務者)事業者の上記の主張、立証(疎明)を妨げる主張、立証(疎明)(いわゆる反証)を行うことができ、被告(債務者)事業者が上記の点について自ら必要な主張、立証(疎明)を尽くさず、又は原告(債権者)の上記の主張、立証(疎明)(いわゆる反証)の結果として被告(債務者)の主張、立証(疎明)が尽くされない場合は、原子力規制委員会において用いられている具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があることないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定されるものというべきである。」と判示するとおり、終始、実質的な主張、立証責任を原子力事業者に負わせるような内容になっている。

以上のとおり、過去の裁判例を見ても、主張、疎明の対象や主張、疎明責任の考え方も一様ではなく、人格権の侵害に基づく原子力発電所の運転差止めを求める裁判における判断枠組みとして定まったものはないというのが現状であり、抗告人らが主張するように、特定の判断枠組みが定着しているという事実はない。

したがって、原決定が、伊方最高裁判決の判断枠組みを採用しなかったことについて、他の裁判例を引き合いに縷々批判する抗告人らの主張には理由がない。

- (5) そして、抗告人らは、原決定45～46頁を引用の上、「債権者、債務者双方共に本件の争点は規制基準の合理性、不合理性及び基準地震動の合理性、不合理性の点にあると認識していた」などと主張するが（抗告理由書第2の2(3)(15頁)）、相手方は、原審債務者答弁書の冒頭において、「本件3号機の安全性は十分に確保されており、本件3号機の運転によって債権者らの人格権を侵害する「具体的危険」はないことから、被保全権利の疎明を欠き債権者らの申立ては却下を免れない。」（原審債務者答弁書「債務者の主張」はじめに(1頁)）と述べたとおり、本件の争点は、抗告人らの人格権の侵害が生じる具体的危険の有無であり、抗告人らの争点に関する認識は誤っている。そもそも、抗告人らが原決定45～46頁から引用する債務者（相手方）の主張に係る記載は、①「人格権に基づく差止請求訴訟の一般原則によれば、人格権に基づく原子炉の運転差止請求訴訟にあっては、当該原子力発電所の安全性に欠けるところがあって、原告の人格権、すなわち、生命、身体が侵害される具体的危険性の存在についての主張立証責任については、これを原告が負うべきである。したがって、その保全処分としての運転差止めを求める仮処分に

においても、債権者は、被保全権利の要件としての具体的危険性及び保全の必要性について主張、疎明責任を負っているというべきである。」と述べて、本件の争点は被保全権利の要件としての債権者ら（抗告人ら）の人格権、すなわち、生命、身体が侵害される具体的危険及び保全の必要性の有無であることを明らかにした上で、②「仮に、まず原子炉設置者において安全性に欠ける点のないことについて主張立証する必要があると解するのであれば、原子炉設置者は、原子力規制委員会から所要の許認可を受けるなどして、現在の安全規制の下でその設置及び運転等がされていることを主張立証すれば足りるというべきである。」というものである。抗告人らによる引用は、①の記載を省略し、債務者（相手方）が、「仮に」として、伊方最高裁判決の司法審査の判断枠組みを用いる場合の主張、疎明の内容について予備的に主張したことをもって、あたかも「債権者、債務者双方共に本件の争点は規制基準の合理性、不合理性及び基準地震動の合理性、不合理性の点にあると認識していた」と事実を誤認させるおそれがあるものであり、正確性を欠く極めて不適切なものである。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

なお、抗告人らは、「原子力規制委員会は原発敷地毎に基準地震動を定め」（抗告理由書第2の2(3)ウ（12頁））と述べるが、本件3号機の基準地震動 S_s を策定したのは、相手方であり、この点についても抗告人らの認識が誤っていることを指摘しておく。

4 「(4) 原裁判所の争点の把握」について

- (1) 抗告人らは、原決定が、「本件原子炉施設の地震に対する安全性は、債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険が認められ

るか、という点をめぐる検討に収斂される」（原決定69頁）と述べるなど、抗告人らが負うべきだとする本件発電所の具体的危険の主張、疎明の対象を「規制基準自体の不合理性や基準地震動の不合理性（新規制基準を適用して定められた基準地震動の不合理性）」と捉えず、本件発電所の解放基盤表面において相手方が策定した基準地震動を上回る地震動をもたらす地震が発生する具体的危険のみを本件の争点としているとして非難する（抗告理由書第2の2(4)（15～16頁））。

しかしながら、抗告人ら自身も、「地震による原発事故発生 of 具体的危険性の有無についての裁判所の判断は、原子力規制委員会が定めた規制基準に基づく基準地震動の合理性の問題に帰着することになる」（抗告理由書第2の2(3)（13頁））と述べるところ、原決定が、抗告人らの「基準地震動の合理性」に関する主張について、「債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険が認められるか」という観点から検討していることは、上記3(3)で述べたとおりであり、抗告人らの非難は当たらない。

- (2) また、抗告人らは、「債権者らは、具体的な数値を挙げて基準地震動の算定結果が実際の地震観測記録と比較して低すぎて不合理であること、その不合理な基準地震動が策定されたのは地震ガイド（甲51）I. 5. 2(4)項の「基準地震動は、最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する」との本件規定の適用を怠っているからだということを主張立証しようとしているだけであって、基準地震動を超える地震動をもたらす地震規模の地震が到来する具体的な危険を主張立証しているわけではない」と主張する（抗告理

由書第2の2(4)(17頁)。

しかしながら、「具体的な数値を挙げて基準地震動の算定結果が実際の地震観測記録と比較して低すぎで不合理である」といえるということは、結局のところ、「基準地震動を超える地震動をもたらす規模の地震が到来する具体的な危険」があると認識するからであり、抗告人らが主張、疎明しようとしていることと、原決定が求める主張、疎明との間に違いがあるわけではない。また、上記地震ガイドの適用を怠っている旨の抗告人らの主張が、当を得ないものであることは、原審債務者準備書面(2)第2の7(36頁以下)及び同準備書面(5)第1の2(4頁以下)で述べたとおりである。そもそも、本件の争点と抗告人らの主張、疎明しようとした内容とが異なっていたのであれば、それは単に原告らの主張、疎明が不適切であったということにすぎないのであるから、原決定が妥当であることには何ら影響するものではなく、抗告人らの主張は失当である。

- (3) 抗告人らは、保全の必要性について、原決定が、「本件発電所の解放基盤表面において債務者が策定した基準地震動 S_s を上回る地震動をもたらす地震が発生する危険性」について、「その危険性が本案判決の確定を待つ暇もなく差し迫っている旨の評価を基礎づける事実」の疎明が必要であると判示したこと(原決定88頁)に対し、「これに応じることは地震学者を含めなんびとたりとも不可能である」と述べ、「地震や原発の本質に対する原裁判所の無理解が基本にある」と非難する(抗告理由書第2の2(4)(18~19頁))。

しかしながら、原決定は、「どこを震源とし、どのような規模を有する地震が、いつ発生するかを正確に予測することが不可能であることは承

認しなければならない」(原決定88頁)と述べ、地震の予知が不可能であることには理解を示しているのであるから、原告人らの非難は当たらない。保全の必要性を疎明する必要があることは、民事保全法が定めるところであって、疎明が不可能だからといってその責任を負わなくてもよいかのような原告人らの主張に法的な正当性はなく、理由がない。

なお、保全の必要性についての判示が妥当であることは、後記第3で詳しく述べる。

5 「(5) 原決定の争点把握の誤り◆第1(原発と地震の本質に対する無理解)」について

(1) 原決定は、一般論として、人格権に基づく妨害予防請求権としての差止請求権の存在を認めた上で、原告人らが主張する生命、身体等が侵害される具体的危険は、「債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険」を不可欠の前提としているものと解すべきである」と判示する(原決定64～65頁)。

(2) これに対し、原告人らは、「規制基準を離れてあたかも債権者らにおいて原子炉の安全性の欠如の証明を求めるような判示」をした裁判例であっても、「原裁判所のように規制基準の合理性の問題を離れて基準地震動を上回る地震動を原発の解放基盤表面にもたらす具体的な規模の地震が発生する具体的危険性の有無を判断しているわけではない」などとして、原決定の争点設定は、「規制基準の合理性・不合理性、基準地震動の合理性・不合理性の問題」と離れたものであり、「原発及び地震の本質とそれを踏まえた現行法制に対する無理解に起因する原裁判所独自のもの」である旨主張する(抗告理由書第2の2(5)(19頁以下))。

しかしながら、上記 3 (5) で述べたとおり、そもそも本件の争点は、原告人らの人格権の侵害が生じる具体的危険の有無、さらに具体的にいえば、本件 3 号機が、「特に地震に対する安全性が欠けており、それに起因する重大な事故がその運転中に発生し、これによって大量の放射性物質が放出されて、債権者らの生命、身体等が侵害される具体的危険」（原決定 6 4 頁）が存在するかであるところ、原決定は、原告人らが、本件 3 号機が基準地震動 S_s をもたらす地震動にすら耐えられずに損傷する点について主張、疎明していないことを踏まえ、自ずと本件における争点は、「債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険」をめぐる検討に収斂していくとしたのであり、原決定の検討過程に不合理な点はないし、その判示が「規制基準の合理性・不合理性、基準地震動の合理性・不合理性の問題」と離れたものではないことは上記 3 (3) で述べたとおりである。

- (3) また、原告人らは、「規制基準を離れてあたかも債権者らにおいて原子炉の安全性の欠如の証明を求めるような判示」をした裁判例として、令和 3 年広島高裁決定を引用し、「同裁判所も、規制基準の適用に関する債務者の評価の不合理性や債務者の地震動算定の不合理性を判断の対象としており」などと主張するが、令和 3 年広島高裁決定は、「本件において当裁判所に求められているのは、当事者双方が主張しているとおおり、あくまでも本件原子炉の運転により債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があると法的判断として認められるか否かであり、原子力発電所の設置許可処分等の当否が問題となる行政訴訟とは異なり、上記の規制委員会における判断やその判断の合理性の有無等は、いずれ

も上記の具体的危険の存在を判断する上での重要な事実の一つにとどまるものというべきである。」(乙176(139頁))と判示するとおり、「規制基準の適用に関する債務者の評価の不合理性や債務者の地震動算定の不合理性」そのものを「判断の対象」としてはいないのであるから、抗告人らの上記理解は誤りである。

- (4) そして、原決定は、原子力発電所の安全性の確保及び原子力発電所の設置、変更に係る法制度(原決定65～68頁)、地震波の性質及び震源特性、伝播特性及び増幅特性が地震動に与える影響(原決定70～71頁)等を踏まえた上で決定を行っており、原決定が「原発及び地震の本質とそれを踏まえた現行法制に対する無理解に起因する原裁判所独自のもの」との抗告人らの主張は、原決定の判示内容に対する認識を誤っている。
- (5) さらに、抗告人らは、相手方の策定した基準地震動 S_s の算定結果が不合理であるかのように主張するが、相手方は、基準地震動 S_s を策定するに当たり、地震動評価を適正に行っており、相手方が策定した基準地震動 S_s が合理性を有するものであることは、後記第2の1(4)で述べる。
- (6) 以上のとおり、結局のところ、抗告人らの主張は、自らの主張が認められなかったことに対する不服を述べるものであり、抗告人らの主張には理由がない。

なお、抗告人らは、「実際の判断は基準地震動に係る規制基準の枠組みや基準地震動の合理性、不合理性の判断に向けられている。」裁判例として、福井地裁平成26年5月21日判決を示すが、同判決は、名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決・裁判所ウェブサイトにより取り消さ

れており、先例としての意義を有さないことを、念のために指摘しておく。

6 「(6) 原決定の争点把握の誤り◆第2 (債権者らに立証不可能な要件を課していること)」について

(1) 原決定は、他の地点で実際に観測された最大加速度値と本件発電所の基準地震動 S_s とを比較した抗告人らの主張について、「ある地点で観測される地震動は、地震ごとに異なる震源特性、地震波の伝播経路ごとに異なる伝播特性及び観測地点近傍の地盤構造ごとに異なる増幅特性の組み合わせによって構成される」のであるから、「地震ごとや観測地点ごとに異なる震源特性、伝播特性及び増幅特性が地震波に与える影響を無視したまま、ある地点で現実的に観測された地震動の最大加速度の絶対値のみを引き合いに、直ちに別の地点でもそれと同様の最大加速度を伴う地震動がもたらされるなどという推論は、到底科学的であるとはいえない。このことは、専門的知見を介さずとも見やすい道理である。」と判示し、異なる地点で観測された地震動同士を比較するためには、地域特性を踏まえた解析、補正が必要であることを明らかにしている（原決定78頁）。

(2) これに対し、抗告人らは、地震動が震源特性、伝播特性及び増幅特性の影響を受けることを認めた上で、抗告人らがこれらの全てを詳らかにすることは不可能なことであり、これらを解析、補正して地震動を比較することを人格権行使の要件とすることは、「人格権（憲法13条）の行使を事実上不可能にし、憲法上保障された人格権を実質上認めないことに等しい。」旨主張する（抗告理由書第2の2(6)（21頁以下））。

しかしながら、原決定は、地震動は地域特性の影響を受けるのである

から、地震動を補正した上で基準地震動 S_s と比較しなければならないという当然のことを指摘したに過ぎないのであり、抗告人らの主張には理由がない。仮に、抗告人らが主張するように、伊方最高裁判決の司法審査の判断枠組みを本件に適用するとしても、相手方は、原審債務者答弁書を始めとする原審債務者準備書面及び相手方提出の疎明資料を通じて、地域特性を踏まえた上で、本件3号機の基準地震動 S_s を適切に策定していることの主張、疎明を尽くしているのであるから、相手方が策定した基準地震動 S_s が不合理であることの主張、疎明責任は、抗告人らが負担すべきである。そうすると、伊方最高裁判決の司法審査の判断枠組みと原決定の判断枠組みのいずれを用いたとしても、基準地震動 S_s と本件発電所の敷地とは異なる地点における地震動の観測記録とを比較するに当たり、地域特性を踏まえた解析、補正をして主張、疎明する責任を抗告人らが負うことには変わりがない。

また、上記のように、抗告人らが、基準地震動 S_s と本件発電所の敷地とは異なる地点における地震動の観測記録とを比較するに当たり、地域特性を踏まえた解析、補正をして主張、疎明する責任を負うのであるから、抗告人らがこれを疎明できない場合には、その主張が認められないことは当然のことである。抗告人らの主張は、地域特性を踏まえた主張が不可能であることを理由に、自らの主張を認めるよう求めるものであり、論理の飛躍があり、到底認められるものではない。

結局のところ、抗告人らの主張は、自らの主張、疎明責任を果たすことなく、その責任を相手方に転嫁し、相手方が基準地震動 S_s の策定に当たって把握した本件発電所の地域特性が正しいことについて、相手方に更なる主張、疎明を求めるものであって、著しく公正さに欠ける不合理

なものである。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。」

なお、抗告人らは、「現在の地震学においては、将来発生するであろう地震だけでなく、過去に起こった地震についても、上記の3つの特性（相手方注：震源特性、伝播特性及び増幅特性）を全て解析することが不可能なことは、地震学に携わる者にとっては常識である。」（抗告理由書第2の2(6)イ（22頁））と述べるが、2007年新潟県中越沖地震の際の東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の事例など、震源特性、伝播特性及び増幅特性を明らかにすることによって地震学として今日まで発展してきているのであって、抗告人らの認識が誤っていることを、念のために指摘しておく。

7 「(7) 原決定の争点把握の誤り◆第3（訴訟物の選択による著しい不均衡と偏頗性）」について

(1) 原決定は、「本件は民事保全事件であって、債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険、ひいてはそのような評価を根拠づける具体的事実が、・・・その法律効果の発生によって利益を受ける債権者らに主張、疎明責任があると解するべきである」、「本件において、上記具体的危険があることが当然に推定されるなどとして、・・・主張、疎明責任を転換することは相当でない。」と判示する（原決定68～69頁）。

(2) これに対し、抗告人らは、行政事件と対比し、民事事件として提起された場合には、抗告人らが、「基準地震動に関する規制基準の不合理性とその適用の不合理性」に加えて、「基準地震動を上回る地震動を伊方原発の

解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険」の立証責任を負わねばならないことは衡平を失し、また、地震動の比較に当たっては、抗告人らが地域特性を把握して補正すべしとする原決定の判示内容は理不尽で偏頗な態度である旨主張する（抗告理由書第2の2(7)(25頁)）。

しかしながら、抗告人らがいうところの規制基準適用（基準地震動）の合理性に係る主たる主張は、ある地点で記録された地震動の最大加速度値と相手方が策定した基準地震動 S_s の最大加速度値とを単純に比較するというものであって、こうした主張が、「到底科学的であるとはいえない」（原決定78頁）ことは明らかであるところ、人格権に基づき原子力発電所の運転差止めを求める裁判においては、具体的危険の有無の判断に当たって、科学的、専門技術的知見を踏まえることが不可欠である（原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第4の3（41頁以下）等）ことに照らせば、抗告人らが主張、疎明しようとする内容では、具体的危険の存在を疎明することはそもそも不可能なのである。それにもかかわらず、自らの主張、疎明が不可能であることの責任を原決定の判示に求めるのは見当違いである。そして、相手方は、基準地震動 S_s の策定及び原子力規制委員会での審査に用いた様々な資料及びデータを、本件における審理において疎明資料として多数提出しており、また、これらの資料は、原子力規制委員会のウェブサイトでも公開されているのであるから、抗告人らにおいて、本件3号機における地震動評価において用いたパラメータ（地域特性）に不合理な点があれば、そのことを抗告人らにおいて主張、疎明することは容易であるにもかかわらず、自らの主張、疎明責任を果たすことなく、その責任を相手方に転嫁し、相手方が把握した本件3

号機の地域特性が正しいことについて、相手方に更なる主張、疎明を求める抗告人らの主張は、著しく公正さに欠ける不合理なものである。

以上のとおり、原決定の判示内容は妥当であり、抗告人らは、地域特性の補正等に係る疎明責任を自らが負担することについて、縷々不満を述べているに過ぎず、抗告人らの主張には理由がない。

第2 「第3、被保全債権の疎明について」について

抗告理由書第3における抗告人らの主張は、その多くが原審での主張の繰返しや主張が認められなかったことに不服を述べるものであるが、強震動予測手法の開発研究の第一人者として、地震調査委員会の強震動予測手法検討分科会の委員を務め、また、新規制基準の策定や原子力発電所の地震動評価の審査に携わった釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）の意見書（乙213）によっても、科学的知見に基づく地震動評価が可能であること、相手方が策定した基準地震動 S_s は新規制基準に則った妥当なものであることなどが明確に述べられていることから、相手方は、以下、同意見書も踏まえつつ、相手方が基準地震動 S_s を合理的かつ保守的に策定し、本件3号機の耐震安全性が確保されており、その運転によって抗告人らの人格権を侵害する具体的危険が生じず、抗告理由書第3の2における抗告人らの主張には理由がないことを必要な範囲で説明し、もって、抗告人らの申立ては失当であり、本件抗告は速やかに棄却されるべきであることを明らかにする。

1 「(1) 震源特性等による補正の必要性について」について

(1) 原決定は、「ある地点で観測される地震動は、地震ごとに異なる震源特性、地震波の伝播経路ごとに異なる伝播特性及び観測地点近傍の地盤構造ごとに異なる増幅特性の組み合わせによって構成されるというのである。・・・そうであれば、例えば、A地点で実際に観測された地震動と同

程度の地震動がB地点でももたらされるおそれがあるかどうかを検討するに当たっては、A地点で実際に観測された地震動について、それをもたらした地震の震源特性、当該地震の震源域からA地点までの地震波の伝播経路における伝播特性及びA地点近傍の地盤構造に基づく増幅特性をそれぞれ解析するとともに、B地点で想定する地震の震源特性、想定される地震の震源域からB地点まで及びB地点近傍の各地盤構造を明らかにすることによって想定される伝播特性や増幅特性のありように置き換え、A地点で実際に観測された地震動を補正する過程が必須であるといわねばなら」ず、実際に観測された地震の最大加速度値について、「当該地震及び当該観測点に係る震源特性、伝播特性及び増幅特性を解析し、これを本件発電所の解放基盤表面における各種特性を踏まえて補正しない限り、650ガルを上回る最大加速度の観測例が多数あるからといって、債務者が策定した基準地震動 S_s を上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険があるとは即断できないし、そのことは、上記各地震について、地震の規模や震源距離に関するデータが付け加えられたとしても、何ら異ならない。」と判示する（原決定78～79頁）。

- (2) これに対し、抗告人らは、原決定は抗告人らの主張を曲解しているとして、抗告人らの基本的な主張は原審債権者ら準備書面2第3（77頁以下）で述べた「命題」として①～④を示し、縷々主張する（抗告理由書第3の2(1)ア及びイ（28頁以下））。

しかしながら、結局のところ、抗告人らの主張は、地域特性を無視し、他の地点で観測された地震観測記録と相手方が策定した基準地震動 S_s との最大加速度値の大小だけを比較して地震動評価の妥当性を議論し、

科学的な根拠のない独自の見解を述べるものに過ぎないのであって、抗告人らの主張には理由がない。もっとも、抗告人らが主張する個々の主張にも看過し難い誤りがあることから、以下において、念のために指摘しておく。

ア まず、抗告人らは、①及び②について、「伊方原発の過酷事故のもたらす被害は極めて甚大である」ことからすると、「伊方原発には高度の安全性が求められるところ、高度の安全性とは事故発生確率が極めて低いことを意味」し、このことは、「伊方原発最高裁判決にも見られる理念であり、今や確立された判例法理と言える。」旨主張する（抗告理由書第3の2(1)イ（29頁以下））。

しかしながら、人格権に基づく妨害予防請求権として原子力発電所の運転差止めを求める民事保全事件は、将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を制約するものであるから、単に理論的ないし抽象的に危険性が存在するというのでは足りず、人格権侵害による被害が生じる「具体的危険性」の存在が必要であるところ（原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第4の1（35頁以下））、原決定が判示するとおり、「仮に本件原子炉が地震に起因して損傷し、放射性物質が放出された場合に想定される被害が甚大だからといって、債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険が高いという論理的関係にあるとも考え難い。」（原決定69頁）のである。

また、抗告人らは、「伊方原発には高度の安全性が求められるところ、高度の安全性とは事故発生確率が極めて低いことを意味」するも

のであるかのように主張するが、原子炉施設の安全性の具体的な水準は、発電用原子炉施設の安全性に関する基準の策定及び安全性の審査の権限を委ねられた行政庁において、最新の科学技術的水準に従った専門技術的裁量に基づき、潜在する危険性水準、管理可能性について社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情を見定めて判断すべきものであって（乙212（415～421頁））、抗告人らが主張するような安全性の考え方について、確立された判例法理があるともいえない。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

イ 次に、③について、抗告人らは、「原発の事故発生確率を低くするということがと原発に高い耐震性を求めるということが同義であることは社会通念上容易に認められることがらである。」旨主張する（抗告理由書第3の2(1)イ（29頁以下））。

しかしながら、原決定の述べるとおり、発電用原子炉施設は、「地震等の自然災害や人為的要因などの事故発生の原因となり得る様々な事象をあらかじめ想定し、それらの事象によって発電用原子炉施設を構成する各種設備等・・・が機能を損なうことがないように備えるべき強度を定め、又は想定外の事態に対してその拡大を防止するために必要な設備、機器等の設置を求めるなど、多角的、総合的見地から、幾重にも安全性を確保する」（原決定66頁）必要があり、原子力発電所の安全性を確保するためには、地震のみならず、地震を含めた自然災害や人為的要因などの事故発生の原因となり得る様々な事象を考慮する必要があるのであるから、原子力発電所の事故発生確率を低くするということがと原子力発電所に高い耐震性を求めるということが同義であると

はいえず、また、このことが社会通念上容易に認められるものでもない。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

ウ さらに④に関し、抗告人らは、他の地点で観測された地震動の観測記録と比較することによって、相手方が策定した基準地震動 S_s 及び相手方が評価した南海トラフの巨大地震の地震動が低水準であることが判明した旨主張する（抗告理由書第3の2(i)イ（29頁以下））。

しかしながら、本件発電所の基準地震動 S_s は、科学的な合理性を有する各種の知見を踏まえつつ、それらを保守的に組み合わせることなどにより、本件発電所の自然的立地条件に照らして、これを超えるようなレベルの地震動が本件発電所に到来するとは合理的には考え難いレベルの保守的な地震動として策定したものであることは、原審債務者準備書面（2）第2の2（29頁）等で繰り返し述べたとおりである。

また、相手方は、プレート間地震について、最大クラスの巨大な地震として検討された内閣府検討会¹（2012b）²の南海トラフの巨大地震の4ケースの断層モデルのうち、本件発電所の敷地への影響が最も大きいと考えられる陸側ケース（M9.0）を基本震源モデルとして想定し、さらに地震動評価が保守的になるよう敷地直下に強震動生成域³

1 内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」。同検討会は、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告を踏まえ、南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として設置された。

2 「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」内閣府検討会，2012。

3 断層面のなかで特に強い地震波（強震動）を発生させる領域。原審債務者答弁書の図4.2（154頁）では、緑色で示されている。

を追加配置する不確かさを考慮した震源モデルを想定し、地震動評価を行っており（原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第7の2(3)イ(エ)c(193頁以下)）、また、同検討会における検討も踏まえつつ科学的に妥当な手法で本件発電所の敷地における地震動を評価し、その妥当性は、原子力規制委員会の審査においても確認されており、さらに、先行第1事件⁴においても、その合理性は否定されていない（原審債務者準備書面(4)1(1頁)）。

さらに、地域特性を無視し、他の地点で観測された地震観測記録と相手方が策定した基準地震動 S_s との最大加速度値の大小だけを比較して地震動評価の妥当性を議論する抗告人らの主張に理由はないことについては、原審債務者準備書面(4)2(1頁以下)で述べたとおりであり、また、釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）も「地震観測網の充実に伴い、震源の破壊過程及び観測点の条件によって多様な記録が得られるようになり、稀に数千ガルといった最大加速度が観測され、これらの記録の最大加速度が原子力発電所の基準地震動を超過していることを理由に、基準地震動が過小とする主張もあるようである。しかしながら、これは、観測点ごとに地盤増幅特性等の地域特性が大きく異なるという地震動評価の専門家にとっての常識を無視するだけでなく、施設の固有周期を議論することなく最大加速度のみに着目している点で、耐震工学の観点からも極めて不適切であり、不合理というほかない。」（乙213(52～53頁)）と述べている。さらに、この点については、原決定も「到底科学的であるとはいえない。このことは、専門的知見を介さずとも見やすい道理である。」（原決定78頁）

4 広島高等裁判所平成29年(ウ)第62号(保全異議申立事件)平成30年9月25日決定。

と判示するとおりである。

以上のとおり、原決定が抗告人らの主張を曲解しているという事実はなく、したがって、抗告人らの主張には理由がない。

なお、抗告人らは、「震度7は400ガル以上に相当するという河角の式が通用性を持つものとされていた」（抗告理由書第3の2(1)イ（30頁））と述べるが、原子力発電所の耐震設計に震度の値や河角の式が用いられていないことは、原審債務者準備書面（1）第2の2(2)イ（54頁）で述べたとおりである。

- (3) 抗告人らは、基準地震動 S_s 及び南海トラフの巨大地震に係る地震動評価によって想定される地震動と他の地点で観測された地震動の観測記録との比較についての疎明責任の分配については、原審債権者ら準備書面8で主張し、相手方から有意な反論はなかった旨主張する（抗告理由書第3の2(1)ウ（31頁以下））。

しかしながら、人格権に基づく妨害予防請求権として原子力発電所の運転差止めを求める民事保全事件においては、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、抗告人らが具体的危険の疎明責任を負うべきことは、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第4の4（43頁以下）を始めとして、原審において繰り返し主張してきたところである（上記第1の7）。そして、疎明責任を転換する必要があることは、原決定が、「本件において、上記具体的危険があることが当然に推定されるなどとして、・・・主張、疎明責任を転換することは相当でない。」（原決定69頁）と適切に判示しているとおりにある。

また、本件3号機の基準地震動 S_s と他の地点で観測された地震動とを比較するために必要となる地域特性の補正等に係る疎明責任が抗告人

らにあることについては原決定が判示するところであるが、仮に、伊方最高裁判決の司法審査の判断枠組みを本件に適用するとしても、相手方が南海トラフの巨大地震を保守的に評価した上で、基準地震動 S_s も適切に策定していることについて、相手方は主張、疎明を尽くしているのであるから、これらが低水準であると主張するのであれば、その疎明責任を原告人らが負うべきことは当然である。そして、650ガルを超える地震動の観測記録をもって基準地震動 S_s 又は南海トラフの巨大地震の評価結果によって想定される地震動が低水準であることが疎明されるには、地域特性を踏まえた補正等がなされなければならないところ、原告人らは、結局のところ、本件発電所とは異なる地点において650ガルを超える地震動の観測記録があったことを指摘しただけであって、地域特性を踏まえた上で、なぜ基準地震動 S_s や南海トラフの巨大地震の評価結果が低水準だといえるのかについては、何ら疎明できていないのであるから、原決定において原告人らの被保全権利が認められないのは当然である。

ちなみに、原告人らが引用する原審債権者ら準備書面8の記載であるが、原告人らの独自の理論であり、ここでの主張に合理的な根拠はないが、原告人らの主張には看過し難い誤りがあるので、以下、念のために指摘しておく。

原告人らは、①「本件原発の基準地震動である650ガルという地震動が我が国における実際の観測記録の中で低い水準にあるのか高い水準にあるのか」という論点と、②「仮に低い水準にあるとするならば、それでも650ガルを基準地震動として正当化できる根拠は何か」あるいは「仮に高い水準にあるとするならば、それでも6.50ガルを基準地震動

とすることが不合理とされる根拠は何か」という論点とに分け、地域特性の問題は②の論点で「初めて出てくる問題」と主張している。

しかしながら、本件3号機の基準地震動 S_s とある地点の観測記録とを比較し、本件3号機の基準地震動 S_s が低い水準にあるということを疎明するためには、地域特性の考慮(補正)が不可欠である。つまり、抗告人らの分類でいえば、①の論点において地域特性の考慮(補正)が必要なのであって、この点において抗告人らの主張は根本的に誤っているといえる。相手方が地域特性の考慮が必要と主張してきたのもそうした意味であったし、原決定が、「実際に観測された最大加速度・・・について、当該地震及び当該観測点に係る震源特性、伝播特性及び増幅特性を解析し、これを本件発電所の解放基盤表面における各種特性を踏まえて補正しない限り、650ガルを上回る最大加速度の観測例が多数あるからといって、債務者が策定した基準地震動 S_s を上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険があるとは即断できない」(原決定79頁)と判示するのも、相手方の主張と同趣旨である。これに対し、抗告人らは、「債権者らにおいて、①の「650ガル以上の地震動が観測された観測地点は極めて多く、650ガルという地震動は観測記録上低水準にある」という立証をした後において、更に債権者らに②に関する地域特性、地盤特性の共通性について立証を求めることは著しく衡平を欠く」(抗告理由書33頁)などと主張するが、仮に650ガル以上の地震動が観測された地点が多かったとしても、抗告人らがそのようなことを指摘するだけでは、本件3号機の基準地震動 S_s が低い水準であることを立証したことにはならず、これら観測記録と基準地震動 S_s とを比較するのであれば、地域特性を踏まえた補正等を

行った上で比較する必要がある。そして、抗告人らの主張によれば、本件3号機の基準地震動Ssが不合理であること、すなわち、基準地震動Ssが低い水準であることが、抗告人らの「被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権としての本件原子炉運転差止請求権を発生させるために必要な法律要件に該当する具体的事実」であることから、その主張、疎明の責任は抗告人らにあると解すべきである（原決定68頁）。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

(4) 抗告人らは、抗告人らが挙げる地震のマグニチュード、震源の深さ、震央までの距離などを前提とすると「債務者の地震動想定はあまりにも不合理である」として、その一例として、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）において、福島第一原子力発電所で観測された最大加速度値及び抗告人らが「科学的に判明している」とするマグニチュード、震央距離等と抗告人らがいうところの「債務者の南海トラフ地震の想定」とを比較し、「債権者らの主張は科学的であり、法的にも正当なものである」と主張する。また、抗告人らが作成した「対比表」（抗告理由書37頁）のうち、不明とする※印の事実については、相手方が把握している可能性が否定できないので、相手方が疎明すべきである旨主張する（抗告理由書第3の2(1)エ.(35頁以下)）。

しかしながら、本件発電所とは異なる地点において観測された最大加速度値と本件3号機の基準地震動Ss又は南海トラフの巨大地震の評価結果によって想定される地震動とを比較するに当たっては、たとえ、地震のマグニチュード、震源の深さ等のデータが示されたとしても、地域特性を踏まえた補正をしたことにならない。このことは、原決定が、「地

震の規模や震源距離に関するデータが付け加えられたとしても、何ら異ならない」（原決定79頁）と判示しているとおりであって、抗告人らが「対比表」に示すようなデータを挙げたとしても、それだけで抗告人らの主張が科学的であることにはならない。また、法的に見ても、本件3号機の基準地震動 S_s が不合理であるという評価を根拠づける具体的事実については、「被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権としての本件原子炉運転差止請求権を発生させるために必要な法律要件に該当する具体的事実であると解される」（原決定68頁）と判示されるところ、「対比表」に記載のデータが付加されたとしても、地域特性を踏まえた補正が行われなければ「法律要件に該当する具体的事実」が疎明されたことにはならない。

ところで、抗告人らは、基準地震動 S_s を策定する過程で行った各種地震動評価に用いたパラメータについては特段の主張をするでもなく、単純に他の地震観測地点で記録された最大加速度値等と比較して、基準地震動 S_s 及び南海トラフの巨大地震の評価によって想定される地震動が低い水準であり、基準地震動 S_s は不合理であるとの主張を繰り返して述べている。このことからすると、結局のところ、抗告人らの主張は、相手方によって算出された地震動の大きさ（端的には最大加速度値の大きさ）に対する不満から、相手方の地震動の計算結果が信用できないとして、その不合理さを主張しているように思われる。しかしながら、相手方は、原審答弁書「債務者の主張」第3章第10（272頁以下）でも述べたとおり、本件3号機の安全確保対策を実効性あるものとするため、保安管理体制を確立し、品質保証活動も実施しているところ、本件3号機の原子炉設置変更許可申請及びこれに関連する許認可申請等に係る業務

についても適正な管理の下で行っているし、新規制基準策定後の原子炉設置変更許可申請等に対する原子力規制委員会による慎重な審査において、その適合性が確認されており、地震動の計算結果が適正なものとなっている。さらには、釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）も、「四国電力が基準地震動 S_s の策定に際し、信頼性の高い地震動評価手法を用いており、震源断層モデルの設定、地震動評価の各過程において、地域特性や不確かさを十分に考慮するなど保守的な評価を行っていること、その結果、策定された基準地震動 S_s は十分な保守性を有したものとなっており、新規制基準に適合していると評価した原子力規制委員会の評価は妥当なものである」（乙213（54頁））と述べるとおり、相手方が策定した基準地震動 S_s が妥当であると評価している。また、南海トラフの巨大地震の評価についても、「四国電力の評価した南海トラフの巨大地震による地震動の最大加速度（181ガル）が小さすぎるとの批判が一部なされていると聞いたが、そもそも最大加速度だけで地震動評価の適正さを判断すべきではないし、四国電力が十分保守的な評価をしていることは上記のとおりである。四国電力の評価結果を見ても、伊方発電所の敷地と震源断層との距離、敷地地盤が極めて堅硬であること等を勘案すれば、地震動として違和感のないレベルになっていると考えられる。」（乙213（52頁））と述べるとおりであるから、抗告人らに「低い水準」と評されるようなものでない。また、相手方は、南海トラフの巨大地震（基本震源モデル⁵）について、本件発電所の敷地における相手方

5 不確かさの考慮として評価している本件発電所の敷地直下にアスペリティを配置するケース（地震動の最大加速度が181ガルとなるケース）ではなく、内閣府検討会における震源断層モデルのうち、アスペリティを陸側に配置したケース（相手方が基本震源モデルとするもの）で比較している。この比較に当たっては、同じ震源特性となるよう同じ震源モデル

の地震動評価結果と本件発電所の敷地近傍の地点における内閣府検討会の地震動評価結果とを比較し、両者がほぼ同レベルであること、つまり、相手方による地震動の計算結果が適正であることを確認し、その内容は、原子力規制委員会の審査でも確認を受けている（乙214（194～196頁））。このことについて、釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）は、「四国電力は、審査の過程において、評価結果の検証として、内閣府検討会が実施した評価とも比較しながら慎重に議論を進めてきており、妥当な検討がなされていると考える。」と述べ、相手方による南海トラフの巨大地震による地震動評価が適正に行われていることを示す事実として評価している（乙213（52頁））。

また、抗告人らは、抗告人らが不明とする※印の事実については、相手方が把握している可能性が否定できないので、相手方が疎明するべきであるとするが、その根拠が不明である。他の地点で観測された地震動の観測記録を基に、基準地震動 S_s 及び南海トラフの巨大地震に係る地震動評価が不合理であるとするためには、地域特性を踏まえた補正等を行った上でこれらを比較する必要がある、抗告人らがその疎明責任を負うことについては、上記(3)で述べたとおりである。

仮に、抗告人らが、その根拠を、「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点」を考慮した伊方最高裁判決に求めるのであれば、相手方は、基準地震動 S_s の策定及び原子力規制委員会での審査に用いた様々な資料及びデータを、本件における審理において疎明資料として多数提出しており、また、これら

を用い、伝播特性の差異が小さい本件発電所の敷地近傍の地点の地震動を比較対象とするとともに、両地点の地盤の増幅特性の違いを踏まえて増幅率を簡易に補正することにより、地域特性が地震動評価に与える影響を適切に考慮している（乙214（195～196頁））。

の資料は、原子力規制委員会のウェブサイトでも公開されているのであるから、相手方と抗告人らとの間で、実質的平等を害するような証拠の偏在は生じてはいない。さらに、東北地方太平洋沖地震時に福島第一原子力発電所において観測された地震動の事例において抗告人らが不明とする事実については、相手方は福島第一原子力発電所を設置及び運転する者ではないのであるから、相手方も一般に公表されているような資料を有する程度であり、当事者間で証拠の偏在は生じていない。このように、伊方最高裁判決に基づいたとしても、本件では、当事者間で実質的平等を害するほどの証拠の偏在はないのであるから、地域特性を踏まえた補正等については、抗告人らが疎明する責任を負うことに変わりはない。もっとも、本件3号機の設置変更許可処分に係る処分行政庁である原子力規制委員会が関与しない民事保全事件である本件において、証拠の偏在が疎明責任の分配において決定的な要因とはならないことについては、原決定が判示するとおりである（原決定69頁）。

ちなみに、抗告人らは、「対比表」において、南海トラフの巨大地震の震央までの距離を0kmとしているが、相手方は、南海トラフの巨大地震の断層モデルを用いた手法による地震動評価に当たっては、内閣府検討会（2012b）の震源モデルを用い、震源（「破壊開始点」ともいう。）は内閣府検討会（2012b）と同様に紀伊半島の南に設定している（乙34（6-5-190頁，191頁））ため、震央距離が0kmというのは誤りであるし、そもそも、震央距離は、地震による岩盤のずれが最初に始まった点、つまり、震源の直上の地表の点からの距離を示すものでしかなく、震央距離で地震動の大きさが決まるものではないことは、原審において繰り返し述べたとおりである（原審債務者準備書面（3）第2の5

(2) (13頁以下), 同準備書面(4)3(10頁以下))。

以上のとおり, 抗告人らの主張には理由がない。

なお, 東北地方太平洋沖地震において, 福島第一原子力発電所で観測された地震動は, 本件発電所の基準地震動 S_s が不合理であることを疎明する事実ではないことについては, 後記2(4)において述べる。

(5) 抗告人らは, 原決定が, 最大加速度値を比較するに当たって, 本件発電所の敷地の地域特性を分析し, これを踏まえて数値を補正することを抗告人らに求めることについて, 相手方すら主張していないことを抗告人らに求めるものであるとして, 原決定を批判し, また, 抗告人らは, 抗告人らが「命題」①～④として述べる「事実上の立証責任の分配の主張について, 債務者は反論できなかつたのである。」と主張する。(抗告理由書第3の2(1)オ(37頁以下))。

しかしながら, 相手方は, 特定の地点における地震動を評価するには, 地域特性を適切に考慮する必要がある, 地域特性の異なる地点で観測された加速度を, 特段の考慮もなく原子力発電所の解放基盤表面における加速度とやみくもに比較することは不適切であること, 抗告人らがこうした比較を行うのであれば, 抗告人らが地域特性を適切に考慮した上で比較を行う必要があることについては, 原審において繰り返し主張してきたとおりである。そして, 地域特性を適切に考慮した上で比較を行う必要があるという主張の意味するところは, 当然ながら地域特性を踏まえた適正な補正を行った上で比較すべきであるということであり, 原決定の判示内容は, 相手方の主張を踏まえた適切な内容である。

したがって, 「原裁判所は, 債務者でも主張していなかったことを債権者らに求めているのである。」という抗告人らの認識は誤りであって, 抗

告人らの主張には理由がない。

なお、抗告人らが具体的危険の疎明責任を負うべきことは、上記第1の2、第1の7及び上記(3)で述べたとおりであり、また、人格権を侵害する具体的危険についての疎明責任が抗告人らにあることについては、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第4の4（43頁以下）を始めとして、原審において繰り返し主張してきたところであり、疎明責任の分配に関する抗告人らの主張に相手方が反論できなかったとする抗告人らの指摘は誤っている。

2 「(2) 南海トラフ地震について」について

- (1) 原決定は、相手方が基準地震動 S_s の策定に当たって考慮したプレート間地震による地震動の加速度値の想定（181ガル）が過小であるとの抗告人らの主張について、「プレート間地震に基づく地震動が本件発電所の解放基盤表面にもたらす影響を評価するに当たっても、他の種類の地震の場合と同様に、検討対象とされるプレート間地震の震源特性、伝播特性及び増幅特性を分析、検討することが求められることには変わりがないというべきである。したがって、過去に発生したプレート間地震を始め規模が大きい地震の際に実際に観測された地震動に関するデータを基に、本件発電所の解放基盤表面において、181ガルはもちろん、債務者が策定した基準地震動 S_s を上回る規模の地震動をもたらす地震が発生する具体的危険があるというためには、上記のデータを本件発電所の解放基盤表面におけるそれに補正した数値を前提に評価すべき筋合いである……。しかし、一件記録を精査しても、そのように補正した結果としての数値を窺わせる資料は見当たらないから、上記の具体的危険があるというには至らない。」と判示する（原決定84～85頁）。

(2) これに関連し、まず、抗告人らは、相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動評価については、「原決定が指摘するように、181ガルという数値とそれぞれの地震で観測された一番高い地震動とだけと比較しているわけではなく、181ガル以上の地震動が観測された観測地点の分布等を検討している」として、「M9という超巨大地震を敷地直下に想定し、その強震動生成域を敷地直下に置いたとしても実際の地震観測記録上極めて平凡な地震動である181ガルしか伊方原発敷地に到来しないという債務者の地震動想定は考え難いと指摘し主張しているのである」と主張する（抗告理由書第3の2(2)ア（38頁以下））。

しかしながら、南海トラフの巨大地震の地震動評価において算出した地震動が適正なものであることについては、上記1(4)で述べたとおりである。また、抗告人らは、「原決定が指摘するように、181ガルという数値とそれぞれの地震で観測された一番高い地震動とだけと比較しているわけではなく、181ガル以上の地震動が観測された観測地点の分布等を検討している」と主張するところ、抗告人らのいう「観測地点の分布等」とは、観測地点の位置的な情報を検討しているということをも主張しているものと思われるが、原決定が判示するとおり、「震央距離及び震源の深さをもって、「震源距離が大きくなるほど地震波が減衰する」という一般的かつ原理的な現象を説明することはできても、伝播特性を解析したことにはならないし、ましてや、震源距離が震源特性や増幅特性を決定づける要素であるとは考え難い」（原決定78～79頁）のであるから、「観測地点の分布等」を検討しているからといって、相手方による南海トラフの巨大地震に係る地震動評価を不合理であることが示されたとはいえない。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

- (3) 次に、抗告人らは、原審債務者準備書面（４）の図４（８頁）を引用し（以下、本項において「本図」という。）、東北地方太平洋沖地震の観測記録では、距離減衰があるにもかかわらず、震央から１９０kmも離れた堅硬な岩盤の井出川観測地点において１６４ガルの地震動が観測されたこと等を例示し、本図は、南海トラフの巨大地震に係る地震動評価についての抗告人らの主張を補強する証拠である旨主張する（抗告理由書第３の２(2)イ（ア）及び（イ）（３９頁以下））。

しかしながら、本図は、「比較的近接する観測地点同士であっても地域特性の違いによって観測された地震動の大きさに極めて大きな差が生じているにもかかわらず、それを無視して単純に過去の地震で取得された最大加速度の値を本件発電所の基準地震動の最大加速度の値と比較することに全く意味がないこと」（原審債務者準備書面（４）２(2)（７頁））を示すものであり、以下のとおり、抗告人らの主張を補強するものにはならない。

抗告人らは、震央から１９０kmも離れた井出川観測地点において１６４ガルの地震動が観測された事例から、本件発電所からの震央距離が０kmである相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動評価が低水準であると主張するが、抗告人らが主張する南海トラフの巨大地震の震央距離が誤りであることは上記１(4)で述べたとおりである。この点を措いても、地域特性の違いを無視して、震央距離と地震動の大きさとの関係性について比較すべきではないことは、原審債務者準備書面（３）第２の５(2)（１３頁以下）及び同準備書面（４）３（１０頁以下）で述べたとおりである。すなわち、地震波を発生させるのは震源域であるところ（東北地方

太平洋沖地震の震源域は、北は岩手県沖から南は銚子市沖まで広範囲に及んでいる。)、この震源域の中には、強い地震動を生じさせる部分とそうではない部分があり、強い地震動を生じさせる部分からの距離が近いほど大きな地震動を生じさせやすいのであって、震央(最初に地震による岩盤のずれが始まった点(震源)の直上の地表の点)から観測点までの距離(震央距離)のみで地震動の大きさが決まるものではない。このことは、原決定も、「震央距離及び震源の深さは、要するに、当該地震の震源から特定の観測地点までの震源距離を特定するためのデータに過ぎないから、・・・震央距離及び震源の深さをもって、「震源距離が大きくなるほど地震波が減衰する」という一般的かつ原理的な現象を説明することはできても、伝播特性を解析したことにはならないし、ましてや、震源距離が震源特性や増幅特性を決定づける要素であるとは考え難い。」(原決定78～79頁)と判示するとおりである。

また、南海トラフの巨大地震(ユーラシアプレートとその下に沈み込むフィリピン海プレートの境界部(南海トラフ)で発生が想定されるプレート間地震)と東北地方太平洋沖地震(北米プレートとその下に沈み込む太平洋プレートの境界部(日本海溝付近)で発生したプレート間地震)とは、同じプレート間地震ではあるものの、発生する場所も形状も異なっており、当然ながら震源特性も異なっており、太平洋プレートの方が発生する地震動の強さが大きくなる特性が指摘されている。フィリピン海プレートと太平洋プレートとの違いについては、例えば、強震動予測レシピにおいてスラブ内地震(海洋プレート内地震)の短周期レベルを設定する場合にフィリピン海プレートでは0.5倍する旨が規定され

(乙44(20頁)), 佐藤(2010)⁶では太平洋プレートのプレート間地震に係る短周期レベルが, 壇ほか(2001)により求められる短周期レベル(すべての地震の平均的な値として強震動予測レシピに採用されているもの)の「1.63倍」であるとされている(乙215(930頁))し, さらに, 佐藤(2012)⁷においても, 宮城県沖のプレート間地震(太平洋プレートのプレート間地震)の短周期地震動が大きくなる傾向が指摘されている(乙109(702頁))。このように, プレート間地震やスラブ内地震において, 太平洋プレートの地震がフィリピン海プレートの地震に比べ, 相対的に強い地震動をもたらす理由は, プレートの形成年代, 厚さ, 形状等に起因していると考えられる(例えば, 太平洋プレートの方がフィリピン海プレートに比べ, 形成年代は古く, 厚みがあり, 硬いことなどが挙げられる。)

以上のとおり, 本件発電所の敷地と本図記載の観測地点とでは, 地域特性が大きく異なるのであるから, 相手方が評価した南海トラフの巨大地震による本件発電所の敷地における地震動と上記観測地点で観測された地震動の最大加速度値とを比較して, 相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動評価が低水準であるとはいえない。したがって, 本図をもって抗告人らの主張を補強する証拠であるとする抗告人らの主張には理由がない。

なお, 抗告人らは, 「伊方原発の基準地震動は一方向のものである」(抗告理由書第3の2(2)イ(ア)(39頁))と述べるが, 原審債務者答

6 「逆断層と横ずれ断層の違いを考慮した日本の地殻内地震の短周期レベルのスケージング則」佐藤智美, 日本建築学会構造系論文集, 第75巻, 第651号, 923-932, 2010:

7 「経験的グリーン関数法に基づく2011年東北地方太平洋沖地震の震源モデル-プレート境界地震の短周期レベルに着目して-」佐藤智美, 日本建築学会構造系論文集, 77, 675, 695-704, 2012.

弁書表9(206頁)等で示したとおり、基準地震動 S_s は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、それぞれ敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動として策定するものであるから、基準地震動 S_s が一方向のものであるとするのは正しくない。

- (4) 抗告人らは、東北地方太平洋沖地震において、福島第一原子力発電所の直下に強震動生成域が存在したという説は見当たらないにもかかわらず、福島第一原子力発電所で6.75ガルの地震動を観測したこと、震源から離れた地点でも1.81ガルを超える地震動が多数観測され、固い地盤における観測記録でも1.81ガルと大差ない地震観測記録が得られたことからすると、相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動評価は不合理であると主張する(抗告理由書第3の2(2)イ(ウ)及び(エ)(43頁以下))。

しかしながら、相手方による南海トラフの巨大地震の地震動評価において算出した地震動が適正なものであることは、上記1(4)で述べたとおりである。また、フィリピン海プレートに比べ、太平洋プレートの方が発生する地震動の強さが大きくなるなど、本件発電所の敷地と福島第一原子力発電所の敷地とでは地域特性が全く異なり、直接両者を比較して相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動評価が低水準であるとする抗告人らの主張には理由がないことは、上記(3)で述べたとおりである。

これに対し、抗告人らは、相手方において「伊方原発敷地には1.81ガルを超える地震動を観測した地点のいずれとも異なる震源特性・伝播特性・増幅特性が存在すること」を疎明できなければ相手方の地震動評価は不合理となるとも主張するが、主張、疎明責任の所在は措くとしても、

地震が異なり、地震動の評価地点（観測地点）が異なれば、地域特性が異なるということは、相手方が疎明するまでもなく自明の事柄であるから、ある地点で181ガルを超える加速度値を記録したとしても、そのことだけで、南海トラフの巨大地震によって、本件発電所の敷地でも同様に181ガルを超える加速度値が生じる蓋然性が高いとはいえず、相手方による地震動評価が不合理とはいえないこともまた当然である。

また、抗告人らは、「マグニチュード、震源の深さ、強震動生成域の位置、震央までの距離という要素からみるかぎり181ガルという数値は極めて考え難い」と主張するが、異なる地点で観測又は評価された地震動同士を比較する場合、最大加速度値に「地震の規模や震源距離に関するデータ」が付け加えられたとしても、地域特性を解析し、適正に補正しなければ正しい比較は困難であることは、原決定（78～79頁）が判示するとおりである。強震動生成域についても、結局は、震源特性を構成する要素の一つなのであるから、これも踏まえた解析及び補正が必要となることは同じである。そして、そうした解析や補正を行うことなく、「181ガルという数値は極めて考え難い」という抗告人らの主張は、根拠のない臆説にすぎない。したがって、抗告人らの主張には理由がない。

なお、抗告人らは、「国土交通省国土技術政策総合研究所が示した下記概略の対応表によると、181ガルは震度5弱に相当するのである。」

（抗告理由書第3の2(2)イ（エ）（44頁））と述べるが、震度の大きさは単に加速度の値のみで判断できるものではないこと、また、同対応表が国土交通省国土技術政策総合研究所、あるいは防災業務を所管する内閣府、気象庁、地震本部のホームページにおいて確認できず、どのような根拠、条件に基づいて作成されているのかも不明であり、少なくとも、実

際の強震動の観測記録とは対応していないように見えることは、原審債務者準備書面(1)第2の2(2)ア(53～54頁)で述べたとおりである。

- (5) 抗告人らは、相手方による南海トラフの巨大地震に係る地震動評価について、最大加速度が181ガルにとどまるとは考え難いにもかかわらず、原決定が、地域特性を踏まえた補正をしなければ最大加速度181ガルが不合理であるとはいえないとすることは、極めて非科学的であり、法的にも許されるものではないとした上で、地震ガイドI.5.2(4)の「基準地震動は、最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する」との規定(乙67(9頁))は、地震観測記録と対比して基準地震動Ssの妥当性を確認せよとの趣旨と解すべきであることから、実際の地震観測記録と比較して基準地震動Ssの妥当性を検証すべきとの自らの主張は正当であるかのように主張する(抗告理由書第3の2(2)イ(オ)(45頁以下))。

しかしながら、原決定は、他の地点で観測された地震動の観測記録を基に、相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動評価が不合理であるというためには、地域特性を踏まえる必要があるとするものであり、その判示内容は、科学的な観点に照らして、極めて妥当なものである。抗告人らの主張こそが、科学的な根拠もなく、感覚的・感情的に「相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動の評価結果が不合理だ」と述べるばかりで非科学的である。

また、地震ガイドI.5.2(4)の規定は、考慮すべき震源近傍等の地震観測記録との整合性について、地域特性等を踏まえて確認するよう求めるものであって、地域特性の異なるありとあらゆる地震観測記録と基準地震動とを、地域特性を踏まえた補正をすることもなく比較することを

求めるものではないことは、原審債務者準備書面（２）第２の７（３６頁以下）で述べたとおりである。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

- (6) 原決定は、南海トラフの巨大地震に係る相手方の地震動評価について、「愛媛県が平成２５年に実施した愛媛県地震被害想定調査においては、伊方町について、内閣府検討会が想定した南海トラフの巨大地震による想定加速度を１５３１ガルと示しているけれども・・・、この数値が本件発電所の解放基盤表面において想定されるもの、すなわち、少なくとも増幅特性に関する補正についてどのように考慮した結果であるかは不明であるし、そもそも、伊方町の内部においても地表加速度分布は一様ではなく、本件発電所周辺の地域は「４００．０１ないし５００．００ガル」のカテゴリーとして図示されている・・・というのである。したがって、上記調査の結果によっても、上記の判断は何ら左右されない。」と判示する（原決定８５頁）。

これに対し、抗告人らは、南海トラフの巨大地震に係る愛媛県と相手方の地震動想定とを対比の上で、相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動評価の合理性を問題としているにもかかわらず、原決定の判示内容は、「愛媛県の伊方原発周辺の地震動想定（４００ガル～５００ガル）を念頭に、飽くまでも債権者らに対し６５０ガルを超える地震動が到来することの立証を求めたものであり、およそ債権者らの問題提起に対する答えをしていない。」と主張し、また、疎明責任について、「強震動予測に基づく愛媛県の予測と同じく強震動予測に基づく債務者の予測が一見して大きく違っている場合は、債務者の予測と愛媛県の予測の間に矛盾が存在しないこと又は債務者の予測の方が正確であることを立証すべ

きは債務者の方である。」旨主張する（抗告理由書第3の2(2)ウ(ア)～(ウ)（46頁以下））。

しかしながら、原決定が述べているのは、実際に観測された地震動に関するデータを基に、本件発電所の解放基盤表面において、相手方が策定した基準地震動 S_s を上回る規模の地震動をもたらす地震が発生する具体的危険があるというためには、上記のデータを本件発電所の解放基盤表面におけるそれに補正した数値を前提に評価すべきであり、このことは、実際に観測された地震動に関するデータを基にして比較を行う場合だけではなく、想定した地震動により比較する場合でも同様であるということである。すなわち、原決定が、「愛媛県が平成25年に実施した愛媛県地震被害想定調査においては、伊方町について、内閣府検討会が想定した南海トラフの巨大地震による想定加速度を1531ガルと示している」ことについては、「少なくとも増幅特性に関する補正についてどのように考慮した結果であるかは不明」であるし、「伊方町の内部においても地表加速度分布は一様ではなく、本件発電所周辺の地域は「400.01ないし500.00ガル」のカテゴリーとして図示されている」と判示するように、上記調査の結果は、伊方町の内部においても、地域特性の影響により、地表最大加速度値が異なることを示しているのであるから、原決定は、上記調査結果について、地域特性による補正を行うことなく、伊方町における想定加速度と相手方の南海トラフの巨大地震に係る地震動の評価結果とを比較することは不合理である旨を述べているのである。

そして、相手方が疎明責任を負うべきであると抗告人らが主張する事項は、本件3号機の基準地震動 S_s が不合理であるという評価を根拠づける具体的事実であり、「被保全権利である人格権に基づく妨害予防請

求権としての本件原子炉運転差止請求権を発生させるために必要な法律要件に該当する具体的事実」(原決定68頁)であることから、その主張、疎明の責任は原告人らにあると解すべきである。

さらに、相手方による南海トラフ地震の地震動評価が合理的であることについては、上記1(4)で述べたとおりである。

したがって、原告人らの主張には理由がない。

- (7) さらに、原告人らは、「債務者は地域特性、地盤特性の重要性を強調しているが、その中身としては伊方原発の地盤が固いということを主張しているだけ」であると述べるなど、相手方による本件発電所に係る地域特性の把握が不十分であり、また、伊予灘地震における本件発電所での地震観測記録とK-NET八幡浜観測地点での地震観測記録との比較、愛媛県地震被害想定調査(甲40)で想定されている八幡浜市における加速度の最大値(2077ガル)、さらには債務者が南海トラフの巨大地震モデルに加えて敷地直下にSMGAを配置している点を踏まえ、本件発電所において825ガルの地震動が想定されるかのように主張する(原告理由書第3の2(2)ウ(エ)(51頁以下))。

しかしながら、相手方は、深部ボーリング調査や微小地震観測等の結果から、本件発電所の地盤において褶曲構造等による特異な増幅が生じるような特性がないことを確認していることは、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第7の2(3)イ(ウ)(173頁以下)で述べたとおりであり、また、相手方が、本件発電所の敷地において、地震動の特異な増幅が生じるような特性がないことを適切に把握していることについては、釜江克宏京都大学名誉教授(特任教授)も、「四国電力による先駆的な取り組みとして実施された深さ2,000mに達する深部ボーリング調査

等により、極めて堅硬かつ均質な岩盤が三次元的にも十分な広がりをもっていることが確認されているため、解放基盤表面から地震基盤までの地下構造が単純であり、地震動の顕著な増幅がないものと想定することは妥当である。」(乙213(35頁))と述べているとおりである。

さらに、地震動は地域特性の影響を受けるため、地震動の大きさを比較するには観測地点及び評価地点の地域特性の考慮が不可欠であるにもかかわらず、八幡浜市全域の多数の地点の中で加速度が最大となる地震動(2077ガル)が想定されたある特定の地点とK-NET八幡浜観測点とが同一であるかどうか、それらが異なる場合に、2077ガルの最大加速度が想定される地点の地域特性(特に地盤の増幅特性)がどういふものかといった地域特性を明らかにすることなく、伊予灘地震における本件発電所での地震観測記録とK-NET八幡浜観測地点での地震観測記録とを比較し、その比率をもって、本件発電所で想定される地震動の最大加速度値と八幡浜市で想定される最大加速度値とを比較することは、不適切で全く意味がなく、相手方が設定した震源断層モデルの場合に八幡浜市で3000ガルの地震動が想定されるというのも全く根拠がないことなどについては、原審債務者準備書面(5)第1の4(1)(9頁以下)で述べたとおりである。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

ちなみに、本件発電所の地盤に係る増幅特性については、釜江克宏京都大学名誉教授(特任教授)が、「GL-2,000mからGL-5mの鉛直アレー地震観測によっても、2014年伊予灘地震(M6.2)のような比較的大きな地震を含めて、伊方発電所の地盤では地震動の顕著な増幅が生じないこと(むしろ地震動が減衰する傾向にあること)が確認さ

れている。」（乙213（35頁））と述べるとおり、本件発電所の地盤では地震動の顕著な増幅が生じず、むしろ地震動が減衰する傾向にあることが確認されている。

- (8) 抗告人らは、地震は未知の領域があるので、「専門技術論争に陥ることなく、健全な社会通念と科学性、良識に従い法的観点からなされるべき司法の判断にふさわしい争点を提示した」にもかかわらず、抗告人らに地震動に係る地域特性の把握及び補正を求める原決定は理不尽である旨主張する（抗告理由書第3の2(2)ウ（オ）（53頁以下））。

しかしながら、地震動と耐震設計に関する内容を正しく理解するためには科学的、専門技術的な知識が不可欠であり（原審答弁書「債務者の主張」第3章第4の3（41頁以下））、抗告人らが主張するように単純化できるものではない。

釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）も、「基準地震動 S_s は、原子力発電所の耐震安全性を確保する上で、重要な役割を担っており、その策定にあたっては、科学的根拠と最新の知見に基づく評価を適切に行わなければならない。」（乙213（1頁））、「筆者としては、基準地震動 S_s を策定する上で最も重要なことは、調査結果や最新の知見に基づき、科学的根拠を持って基本震源モデルが構築され、しかも保守性を持ってパラメータ設定が行われていることと考えている。」（乙213（15頁））と述べて、基準地震動 S_s の策定に当たっては、科学的根拠に基づく適切な評価が必要である旨述べている。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

3 「(3) 基準地震動を超過した5事例について」について

- (1) 原決定は、「旧耐震指針の下における基準地震動 S_1 、 S_2 と、改訂耐

震指針から採用されて現在に至る基準地震動 S_s とでは、その策定原理を異にするから・・・、他の原子力発電所において実際に観測された最大加速度が基準地震動を上回った事例があることを引き合いに、債務者が策定した基準地震動 S_s を上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険があるというためには、少なくとも、他の原子力発電所の事例において観測された最大加速度と当該原子力発電所の基準地震動の大小を比較対照するに当たり、後者につき新規制基準の下における基準地震動 S_s を用いなければ意味がないというべきである。・・・また、実際に観測された最大加速度について、当該地震及び当該観測点に係る震源特性、伝播特性及び増幅特性を解析し、これを本件発電所の解放基盤表面における各種特性を踏まえて補正しない限り、債務者が策定した基準地震動 S_s を上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険があると即断できないことは・・・、本件超過事例を引き合いにする場合であっても同様であることはいうまでもない。」と判示する(原決定80～81頁)。

- (2) これに対し、抗告人らは、「原決定は、旧耐震指針の下における基準地震動 S_1 、 S_2 と、改訂耐震指針による S_s とは策定原理が異なると説示しているが、・・・旧耐震指針も改訂耐震指針も基準地震動の策定に当たっては、いずれも強震動予測を基礎におき原発周辺の地層調査と過去の地震記録等を基に解析と推測によって地震動を策定するという策定原理においてなんら変わることはないのである。」と述べ、また、原決定が本件5事例との比較に際しては地域特性による補正が必要としたことについては、地域特性による補正は不可能であるとした上で、「解放基盤表面で本件5事例のすべてにおいて181ガルを超え、またそのほとん

どが650ガルに匹敵しあるいは柏崎刈羽原発においては650ガルを遥かに超える地震動が観測された」として、本件3号機の基準地震動 S_s が低水準であるかのように主張する（抗告理由書第3の2(3)（54頁以下））。

しかしながら、改訂前の耐震設計審査指針では、設計用最強地震による基準地震動 S_1 と設計用限界地震による基準地震動 S_2 との2種類の基準地震動を設定することとされていたが、改訂後の耐震設計審査指針では基準地震動 S_s に一本化され、震源として考慮する活断層の活動時期の範囲が拡張され、「断層モデルを用いた手法」が全面的に採用されるなど、地震動評価手法が大幅に高度化されたことは、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第7の2(2)ウ(イ)（132頁以下）で述べたとおりであり、基準地震動 S_1 、 S_2 と基準地震動 S_s との相違を踏まえた原決定の判示内容は妥当である。

また、他の地点で実際に観測された最大加速度値と本件発電所の基準地震動 S_s とを比較するには、地域特性を踏まえる必要があるにもかかわらず、地域特性を無視し、最大加速度値の大小だけを比較して地震動評価の妥当性を議論する抗告人らの主張に理由がないことについては、上記1(2)ウで述べたとおりであり、また、原決定においても、地域特性による補正の必要性について、「本件超過事例を引き合いにする場合であっても同様であることはいうまでもない。」（原決定81頁）と判示するところであり、抗告人らの主張には理由がない。

なお、基準地震動の超過が直ちに原子力発電所の安全性を損なうものではないことについては、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第7の2(4)ウ（231頁以下）及び同答弁書「申立ての理由に対する認否」第

7の2(5)(307頁以下)で述べたとおりであり、釜江克宏京都大学名誉教授(特任教授)も、「新規制基準を踏まえて嵩上げされた基準地震動 S_s に対しても、適切に安全余裕が確保されているものとする。」(乙213(54頁))と述べるとおりである。

4 「(4) 一般家屋の耐震性と原発に高度の耐震性が求められる趣旨」について

- (1) 原決定は、「建築基準法上の耐震基準の中で想定されている「大規模の地震動」として震度6強ないし7に達する程度の地震が例示されているからといって、債務者が策定した基準地震動 S_s を上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらず規模の地震が、いわば「ありふれている」とまでいうことは困難である。」と判示する(原決定83頁)。
- (2) これに対し、抗告人らは、「650ガルが震度6強ないし震度7に相当しないことは誰に目にも明らかである」などとした上で、「伊方原発の耐震性はわが国における地震の観測記録の中で低水準にあり、一般家屋の耐震性よりも劣る」のであり、それを正当化できる確たる根拠は見出し難く、また、「5度にもわたる失敗(本件5事例)を繰り返した後においても、また、観測も実験もできず、ごく限られた資料しかない中で、債務者は将来にわたって地震の強さの上限を画するという最も危険な地震の予知予測ができると主張しているのであって、しかも策定された基準地震動は地震観測記録において平凡な地震動ないしはやや強めの地震動にしか過ぎない」のであって、相手方の主張には合理性がない旨主張する(抗告理由書第3の2(4)(55頁以下))。

しかしながら、「650ガルが震度6強ないし震度7に相当しないことは誰に目にも明らかである」との抗告人らの指摘については、震度と

基準地震動 S_s の最大加速度とを比較して、基準地震動 S_s が低い水準であるといえないことは原決定の上記判示（原決定 83 頁）のとおりであるし、特定のエリアにおいて震度 7 や震度 6 の地震動が観測されたとしても、地域特性の違いによって当該エリア内のすべての地点で大きな加速度を計測するわけではないことから、単純に観測記録に示された震度と加速度とを比較することも妥当ではない（原審債務者準備書面（2）第 2 の 16（51 頁以下））。また、本件 3 号機の耐震性が一般建築物の耐震性に劣るものではないことは、原審債務者準備書面（1）第 2 の 2（2）（49 頁以下）等で述べたとおりであり、また、このことについては、釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）も、原子力発電所は、「一般建築物の耐震設計で用いられる建築基準法に基づく地震力に対し、これの 3 倍以上の地震力を想定した耐震設計を行っている。一般建築物が通常立地する平野部のような軟弱地盤に対し、伊方発電所が立地する地盤は地震基盤に相当する極めて堅硬な岩盤上であることを踏まえれば、伊方発電所は一般建築物と比べても相当保守的な地震力によって耐震性が確保されていると言える。」（乙 213（53 頁））と述べているところであって、本件 3 号機の耐震性が低水準であるとの抗告人らの主張には理由がない。

なお、抗告人らが用いる「予知予測」という文言と相手方が策定した基準地震動 S_s の基礎となる地震動評価とは意味内容が全く異なるものであることは、原審債務者準備書面（5）第 1 の 3（6 頁以下）で述べたとおりであるが、この点については、後記 5 で改めて述べる。

5 「(5) 大手ハウスメーカーの住宅との比較について」について

- (1) 原決定は、大手ハウスメーカーが取り扱う一般向けの住宅は、①表層地盤上に基礎を設置して建築する建物であること、②日本国内の宅地で

ありさえすれば、地方や地域のいかんを選ばず建築されることを前提に、これらを踏まえて耐震性能が設定されており、「振動実験で耐久性を確認した加振最大加速度の数値のみに着目し、本件発電所の解放基盤表面に債務者が策定した基準地震動 S_s を超える地震動をもたらす地震が発生する具体的危険があるということとはできない。」と判示する（原決定 83～84 頁）。

- (2) これに対して、抗告人らは、原決定の趣旨は、「大手ハウスメーカーの住宅は具体的な地域特性（震源特性・伝播特性・増幅特性）を個別に考慮し、反映することが予定できず、それゆえに、深刻な地震動の増幅現象を踏まえざるを得ない。他方、原発は具体的な地域特性を個別に考慮できるから同列にして比較することとはできない」というものであるが、著名な地震学者である武村氏が、強震動予測の予測技術のレベルは未だ研究段階にあり、普遍的に社会で活用できる域に達しているとは言い切れないと述べているように、強震動予測の不安定性、不確実性からすれば、「未発生な地震について地震規模、震源断層の位置を想定した上、更に強震動生成域の位置を想定し、加えて原決定のいう伝播特性、増幅特性を加味して最大地震動を想定することは極めて困難である」旨述べて、原決定を非難する（抗告理由書第 3 の 2 (5)（57 頁以下））。

しかしながら、原決定は、大手ハウスメーカーの一般向け住宅について、「振動実験で耐久性を確認した加振最大加速度の数値のみに着目し、本件発電所の解放基盤表面に債務者が策定した基準地震動 S_s を超える地震動をもたらす地震が発生する具体的危険があるということとはできない。」とする理由を、抗告人らが原決定の趣旨であると主張する「原発は具体的な地域特性を個別に考慮できるから同列にして比較することとはで

きない」ということに求めてはいない。すなわち、原決定は、大手ハウスメーカーが一般向け住宅の耐震性能を設定するに当たり、日本各地で実際に観測された最大加速度の絶対値を参照し、そのような最大加速度に対する耐久性を追求することに合理性を見出せるのは、上記①及び②の点を前提にしているからこそであるにもかかわらず、抗告人らの原審における主張は、これらの事情を捨象して論じるものであって、妥当ではない旨判示しているのである。したがって、抗告人らは、原決定の趣旨に対する誤った理解を前提に、原決定を縷々批判するが、抗告人らは原決定の判示内容と無関係な事項について批判しているのであり、抗告人らの主張には理由がない。

上記の点を措くとしても、1995年兵庫県南部地震を契機とした地震観測網の整備以降、地震動評価手法が急速に発展し、科学的知見に基づく地震動評価が可能であることについては、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第7の2(2)ウ(ア)(127頁以下)で述べたとおりであり、また、釜江克宏京都大学名誉教授(特任教授)も、「地震動評価手法は、このような科学的な分析を積み重ねながら今日まで発展し、原子力発電所の耐震設計等において広く活用されているところである。」(乙213(3頁))と述べているとおりであり、抗告人らの地震動評価手法に関する認識は誤っている。

さらに、相手方は、強震動予測の予測技術のレベルが未だ研究段階にあること、すなわち、地震の正確な予知予測はできないことを前提に、科学的な合理性を有する各種の知見を踏まえつつ、それらを保守的に組み合わせることなどによって、極めて保守的な地震動評価を行っていることについては、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第7の2(2)ウ

(イ) d (137頁以下) 等で述べたとおりである。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

なお、本件3号機の耐震性がハウスメーカーの住宅及び一般建築物に劣るものではないことについては、原審債務者準備書面(1)第2の2(25頁以下)等で繰り返し述べたところであり、また、釜江克宏京都大学名誉教授(特任教授)も、「伊方発電所は一般建築物と比べても相当保守的な地震力によって耐震性が確保されていると言える。また、基準地震動 S_s に対する建屋(鉄筋コンクリート造耐震壁)の変形についても、・・・保守的な設定を行っている。」(乙213(53頁))と述べているとおりである。

6 「(6) 社会通念論と絶対的安全性論」について

(1) 原決定は、相手方の算出した年超過確率(1万年から100万年に1回程度)には合理性がない旨の抗告人らの主張について、「その絶対安全が保証されない限りこれを一切用いるべきではないとが、1万年から100万年に1回という発生頻度を許容し難いなどということが社会通念として確立されているとはいい難い。この点に関する債権者らの主張は、採用することができない。」と判示する(原決定85～86頁)。

(2) これに対し、抗告人らは、相手方の年超過確率に係る評価には合理性がなく、また、1万年に1度なら過酷事故が許されるとすることが社会通念であるとは考え難く、「およそ絶対的安全性論を持ち出すようなレベルの話ではない」旨主張する(抗告理由書第3の2(6)(58頁以下))。

しかしながら、相手方の年超過確率に係る評価が合理的であり、年超過確率の評価手法は、長年にわたる実務者の議論と公正な手続を経て策定された基準に基づくものであって信頼性を有することについては、原

審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第7の2(3)オ(207頁以下)及び同準備書面(2)第2の12(42頁以下)で述べたとおりであり、また、釜江克宏京都大学名誉教授(特任教授)も、相手方の年超過確率に係る評価について、妥当な水準が確保されていると評価している(乙213(52頁))のであるから、原決定の判示内容は妥当である。

また、相手方の年超過確率に係る評価には合理性がない旨の原告人らの主張は、結局のところ、「本件原子炉施設の地震に対する安全性は、債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらず規模の地震が発生する具体的危険が認められるか、という点をめぐる検討に収斂される」(原決定69頁)のであり、このような具体的危険が認められないことについては、これまでも繰り返し述べたところである。

したがって、原告人らの主張には理由がない。

第3 「第4 保全の必要性について」について

- 1 原決定は、保全の必要性の疎明責任は原告人らにあると解すべきとした上で、本件について、仮に被保全権利が一応認められたとしても、さらに保全の必要性が認められるというためには、「①現時点で本件原子炉の運転に伴って既に大量の放射性物質の放出が発生・継続しており、債権者らの生命や身体等の重大な法益が侵害されている具体的事実、又は②少なくとも、本件発電所の解放基盤表面において債務者が策定した基準地震動 S_s を上回る地震動をもたらず地震が発生する危険性について、それが本件原子炉の運転期間を通じて一応認められるというにとどまらず(その程度にとどまる場合は、被保全権利が疎明されたというに過ぎない。);その危険性が本案判決の確定を待つ暇もなく差し迫っている旨の評価を基礎づける

事実」の2つの事実のいずれかの疎明が必要であるが、上記①及び②のいずれの事実も疎明されているとはいえないから、保全の必要性についても認められないと判示する（原決定87～88頁）。

2 これに対し、抗告人らは、原決定が原子力発電所及び地震の本質や現行法制を理解しておらず、また、原子力規制委員会による設置変更許可前に原子力発電所の運転差止めの要否が争われた仮処分命令申立事件において、大阪高裁平成26年5月9日決定が、「運転停止中の原発の再稼働の差止めを求める仮処分命令については原子力規制委員会による新規制基準適合性審査において適合性判断ながされることによって保全の必要性が認められることになる」と判示し、その後は、多くの裁判例が同決定と同旨の判断を示しているかのように主張するなどした上で、原決定が相手方さえも主張していなかった法解釈をしたことによって抗告人らは不意打ちを受けた旨主張する（抗告理由書第4の2（59頁以下））。

3 しかしながら、保全の必要性の疎明責任が抗告人らにあることについては、原審債務者答弁書「債務者の主張」第3章第4の4(1)（43頁以下）で述べたとおりであり、保全の必要性が認められる要件については、民事保全法23条2項に明記されており、その解釈の権限は裁判所に属するところ、原決定は、保全の必要性の要件について、「債務者を被告とする本件原子炉の運転差止請求訴訟の判決（本案判決）による救済を待っていたのでは本件原子炉の運転差止請求権が実質的に満足されなくなるという具体的な事情が疎明されなければならないということになるから、債務者が本件原子炉を運転することによって、債権者らが上記本案判決の確定まで受忍することが酷であると考えられるほどの損害を被るとか（著しい損害）、そのような損害が現実化する危険が上記本案判決の確定を待てないほどに差

し迫っていること（急迫の危険）の疎明を要する筋合いである。」と判示し、上記①又は②の疎明を要すると解釈している（原決定87～88頁）。このような原決定の解釈は、人格権に基づく妨害予防請求権として原子力発電所の運転差止めを求める民事保全事件の特質を見極めた上で行われたものであり、原決定の判示内容は妥当である。

また、抗告人らは、大阪高裁平成26年5月9日決定（乙24）が、「原子力規制委員会による新規制基準適合性審査において適合性判断がなされることによって保全の必要性が認められる」と判示したかのように主張するが、同大阪高裁決定は、原子力規制委員会による設置変更許可前の原子力発電所に対する運転差止請求における保全の必要性について、「現在停止している本件発電所の再稼働の差止めを求める仮処分命令は、その保全の必要性が疎明されなければならないところ、再稼働が差し迫っているという事情が明らかでなければ、その保全の必要性が疎明されたものとはいえない」（乙24（8頁））とした上で、「原子力規制委員会が本件申請を許可する以前に、本件発電所の再稼働が差し迫っているということとはできない」（乙24（9頁））と判示したのであって、抗告人らが引用するように判示した事実はない。つまり、同大阪高裁決定は、「原子力規制委員会が本件申請を許可する以前に、本件発電所の再稼働が差し迫っているということとはできない」と判示したに過ぎず、原子力規制委員会による設置変更許可を得ることによって、他の事情を考慮することなく、直ちに保全の必要性が認められるという判示をしたものではない。このように、同大阪高裁決定の事案は、本件のように原子力規制委員会による設置変更許可後の事案とは異なるものであるし、抗告人らの引用が不適切である上に、同大阪高裁決定に対する抗告人らの理解も誤っている。

また、抗告人らは、同大阪高裁決定のほか、抗告理由書60頁において、福井地裁平成27年4月14日決定、大津地裁平成28年3月9日決定（相手方注：抗告理由書は「平成29年3月9日」と記載しているが誤記と考えられる。）、広島高裁平成29年12月13日決定及び広島高裁令和2年1月17日決定を例示し、同大阪高裁決定以降、裁判例の多くが同大阪高裁決定と同旨の判断を示していると述べるが、こうした裁判例は、原子力発電所の運転差止めを求める民事保全事件に係る裁判例の件数全体からすれば少数であるところ、他の多くの裁判例は、そもそも、被保全権利を認めておらず、結果として保全の必要性について判断を示していないのであるから、上記裁判例があるからといって、原子力規制委員会による設置変更許可後であれば、自動的に保全の必要性が肯定されるとする判断が主流であるとはいえない。しかも、抗告人らが例示する上記裁判例は、それぞれ、平成27年12月24日福井地裁決定・裁判所ウェブサイト、平成29年3月28日大阪高裁決定・裁判所ウェブサイト、平成30年9月25日広島高裁決定・裁判所ウェブサイト及び令和3年3月18日広島高裁決定・裁判所ウェブサイトにより取り消されており、いずれも先例としての意義を有さない。

したがって、抗告人らの主張には理由がない。

第4 まとめ

以上のとおり、抗告人らの主張は、その多くが原審での主張の繰返しや主張が認められなかったことの不服を述べるものにとどまり、いずれも理由がなく、本件抗告に理由がないことは明らかである。

また、原決定においては、被保全権利の疎明がなされておらず、かつ、保全の必要性も認められなかったことから明示的な判断がなされなかったが、本

件申立ては、先行事件を含む抗告人らの一連の訴訟態度からして、民事保全制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと評価せざるを得ないものであるし、実質的にも単なる先行事件の蒸し返しに過ぎないものであるから、信義則違反あるいは訴権の濫用として相当でないとは評価されるべきである（原審債務者答弁書「債務者の主張」第1章第2（1.3頁以下））。

そして、抗告人らの主張は、原審における主張と変わるところはないのであるから、訴訟経済の観点からも、本件抗告は、速やかに棄却されるべきである。

以 上